

枚方市教育委員会 協議会資料

案件

- 1 市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について
- 2 小中学校教室等空調設備の更新及び体育館空調設備の整備について
- 3 令和４年度教育委員会機構改革の実施について
- 4 禁野小学校の開校に向けた取り組みについて
- 5 中学校給食のあり方について
- 6 学校給食牛乳パックのリサイクルについて
- 7 第４次枚方市子ども読書活動推進計画（案）について
- 8 総合型放課後事業実施プランについて
- 9 枚方版子ども園における幼稚園給食の本格実施について

○開催日 令和4年（2022年） 2月14日
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

市立小学校の水泳授業における民間活力の活用について

総合教育部 教育政策課
新しい学校推進室
学校教育部 学校教育室

1. 政策等の背景・目的及び効果

市立小学校における水泳授業について、民間施設や民間の専門スタッフを活用した取組みを進めることで、児童の泳力向上を図るものです。

併せて、水泳授業に関連する業務の改善や、学校プール施設の老朽化に伴う維持管理、改修・改築費用の縮減などにつなげるものです。

2. 内容

(1) 実施内容

授業は、児童を泳力別のグループに分けて行い、民間の専門スタッフと教員が連携して指導に当たることで、児童の泳力向上を図ります。

令和4年度については、実証期間と位置付けた上で、次のように手法を分けて実施します。

- ①民間施設に徒歩で移動して水泳授業を行う。
- ②民間施設にバスで移動して水泳授業を行う。
- ③民間スタッフの派遣を受けて学校プールで水泳授業を行う。

授業は、いずれの手法についても、2時限連続を5回、合計で10時限行うものとします。

民間施設を利用した水泳授業については、夏季に行うケースとそれ以外の時期に行うケースに分けて行います。

民間スタッフの派遣を受けて行う水泳授業については、近隣に民間施設がない場合や、近隣の民間施設の受入れ許容人数を超える場合、民間施設が急遽使用できなくなった場合の手法として、その効果的な実施方法について検証を行います。

（２）令和４年度の対象校の考え方

令和４年度に民間活用を行う対象校は、複数校を予定しており、引き続き、民間事業者と協議を進めながら、特に、実態調査により漏水等が生じているなど老朽度の高いプール施設のある小学校を優先に、民間施設の活用に取り組みます。また、学校規模や、民間施設との距離などについて、異なるケースを確保し、効果的に検証できるよう選定します。

（３）今後の取り組み予定

令和４年度に、児童の泳力向上や指導体制の充実などについて、取り組みの効果や課題の検証を行い、その検証結果を踏まえ、令和５年度以降の各小学校の年次スケジュールや実施手法を明らかにした推進計画を作成し、順次、全ての小学校で民間活力の活用を図るものとします。

3. 今後の予定

令和4年（2022年）	2月	市議会（教育子育て委員協議会）への説明
	3月	定例月議会（当初予算計上予定）
	4月～	委託業務発注
	6月～	民間活力の活用による水泳授業の実施 取り組みの効果検証
令和5年（2023年）	2月	市議会（教育子育て委員協議会）への説明
		推進計画の作成
	4月～	推進計画に基づく取り組みの拡充

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

枚方市教育振興基本計画

基本方策 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

5. 関係法令・条例等

学校教育法、学習指導要領 等

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 総額26,800千円 令和4年度 当初予算計上予定

内訳 (委託料) 20,933千円 (使用料及び賃借料) 5,867千円

《財 源》 一般財源

小中学校教室等空調設備の更新 及び体育館空調設備の整備について

総合教育部 教育政策課
都市整備部 施設整備室

1. 施策等の背景

近年の地球温暖化に伴う気温上昇などに対応し、児童・生徒が安全で快適に学校施設を利用することができるよう、平成20年度にPFI事業により一斉に小中学校教室等空調設備を設置したところです。

今般、機器等の更新が必要となってきたことから、今後の空調設備の更新及び維持管理について報告するものです。併せて、児童生徒のほか、学校体育施設の開放事業やコミュニティ・スクールなど地域も利用する体育館について、空調設備の整備に取り組むものです。

2. 目的及び効果

(1) 熱中症対策

近年、気候変動に伴い猛暑が続いている中、児童生徒の熱中症が相次ぎ、特に体育館での運動時に熱中症にかかってしまう問題が表面化してきました。児童生徒が学校の教育活動や部活動に集中できるとともに、熱中症の事故を未然に防ぐため、教室及び体育館に空調設備を設置するものです。

熱中症は心身に多大な影響を与え、特に自己管理が難しい学童期の児童は、自分で対応することが困難であることも踏まえ、児童生徒を熱中症から守り、安心して学校生活を送ることができる環境を整えるものです。

(2) 今後の教育活動への活用

体育の授業だけでなく体育館を様々な学習の場と位置づけ、空調設備を設置して、例えば、新しい生活様式に沿って一人ひとりの身体的距離を確保したうえでの合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏、全児童・生徒に配布している一人1台タブレット端末を活用した理科の観察など、様々な教育活動を推進していきます。

(3) 地域と学校との連携・協働

地域と学校の連携・協働が重要となっていることから、コミュニティ・スクールや学校体育施設開放事業など地域が利用する教室や体育館について、空調設備の整備に取り組むものです。

なお、学校施設は、災害時の避難所として指定されていることから、本事業によって避難所の環境改善にもつなげるものです。

3. 内容

(1) 教室等空調設備の更新

① 対象室数：約 1, 8 0 0 室

(全体約 2, 5 0 0 室の中で平成 2 3 年度以前に設置した空調設備を更新対象とし、残りの約 7 0 0 室は更新時期に応じて対応)

② 契約期間：令和 6 年度から令和 2 4 年度まで（設計、施工、1 5 年間の維持管理）

(2) 体育館空調設備の整備

① 対象棟数：中学校体育館（1 9 棟）、小学校体育館（4 3 棟）

② 契約期間：令和 4 年度から令和 2 1 年度まで（設計、施工、1 5 年間の維持管理）

4. 実施時期等（予定）

	体育館空調設備の整備	教室等空調設備の更新
令和3年度	事業者選定審査会の設置に向けて、 3月定例会議にて附属機関条例の改正	
令和4年度	事業者の公募、選定、契約	
令和5年度	中学校体育館空調設備整備工事	事業者選定審査会の設置に向けて、 3月定例会議にて附属機関条例の改正
令和6年度	小学校体育館空調設備整備工事	事業者の公募、選定、契約
令和7～9年度		教室等空調設備の更新工事

令和21年度
まで
維持管理

令和20年度
まで
維持管理

更新時期に
応じてR22
24年度まで
維持管理

5. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

6. 関係法令・条例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令等

7. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 約 7, 8 0 0 百万円

内訳【体育館空調設備整備事業】

約 2, 6 0 0 百万円（整備費、維持管理費、負担金、委託料等）

【教室等空調設備更新事業】

約 5, 2 0 0 百万円（整備費、維持管理費、委託料等）

※事業費は令和 6 年度の事業者公募に向け精査

《財 源》

【体育館空調設備整備事業】

緊急防災・減災事業債（充当率 100%、償還金のうち 70%交付税措置対象）

【教室等空調設備更新事業】

学校施設環境改善交付金、学校教育施設等事業債、市単独費

令和４年度 教育委員会機構改革の実施について

総合教育部 教育政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

教育委員会のより効率的で機能的な業務体制の確立をめざすとともに、市民に分かりやすい組織体制の確保に向けて、令和４年度の機構改革を実施するものです。

2. 内容

柔軟な組織体制を確保しつつ、複数の担当を所管する学校教育部の「課を置かない室」について課名の表示を行います。

3. 実施時期

令和４年度定期人事異動にあわせて実施します。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進 3 持続可能な行財政運営を進めます

5. 関連法令・条例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第 17 条第 2 項）

令和4年度 教育委員会機構改革（案）

令和3年度			令和4年度			備考
学 校 教 育 部	教育支援室	学校支援担当 児童生徒支援担当 放課後子ども担当	学 校 教 育 部	教育支援室	学校支援課 児童生徒支援課 放課後子ども課	教育支援室に3課を設置。教育支援室（学校支援担当）の業務を学校支援課が、教育支援室（児童生徒支援担当）の業務を児童生徒支援課が、教育支援室（放課後子ども担当）の業務を放課後子ども課が担う。
	学校教育室	教職員担当 教育研修担当 教育指導担当		学校教育室	教職員課 教育研修課 教育指導課	
2部	3室	3課 (10課長)	2部	3室	9課 (10課長)	組織数（課長数）は、教育委員会全体のものを表す（総合教育部を含む）。



丸い角で囲んだ四角は、概ねその室で担当する業務であることを指しています。
（課組織として示しているものではありません）。

禁野小学校の開校に向けた取り組みについて

総合教育部 新しい学校推進室

1. 政策等の背景・目的及び効果

令和3年3月、教育委員会定例会において「令和2年度枚方市学校規模等適正化実施プラン【高陵小学校と中宮北小学校】」を策定し、これに基づき取り組みを進めています。

令和4年4月に誕生する禁野小学校での特色ある教育の取り組みとそれを実現するための環境整備にかかる概要を示し、令和8年度に開校する新校舎（高陵小学校敷地）のコンセプトとなる禁野小学校における「新しい学校づくり」を令和3年12月に策定しました。

引き続き、禁野小学校の開校に向けて、取り組んでいくものです。

2. 内容

(1) 禁野小学校の校歌について

令和3年10月に応募のあった歌詞（66件）について、評価員である酒井 格（さかい いたる）氏（作曲家、大阪音楽大学・同大短期大学部の作曲講師）と桐山 智巳（きりやま さとみ）氏（蹉跎東小学校校長）に選定いただきました。現在、作曲家である酒井氏に、最優秀作の歌詞への作曲を依頼しています。

(2) 校章・校旗について

禁野小学校の校章については、令和3年11月に決定しました。現在、校旗及び記念品（マフラータオル）の作成を進めています。

※資料1 「枚方市立禁野小学校の校歌・校章等について」 参照

（３）児童の交流について

高陵小学校と中宮北小学校の児童がお互いに親交を深め合うことを目的に、両校の児童の交流を以下のとおり、行っています。

- ・令和３年11月24日（水）

中宮北小学校敷地にて、両校の支援学級児童による芋掘り体験を実施。37名の児童が参加。

- ・令和４年１月28日（金）

両校にて、３年生を対象に、こども夢基金を活用したロボットによる交流事業を実施。

54名の児童が参加。

- ・令和４年２月下旬（予定）

中宮北小学校にて、両校の各学年の児童の交流を実施。

- ・令和４年３月22日（火）（予定）

中宮北小学校にて、令和４年度禁野小学校始業式のリハーサル、施設見学（高陵小学校児童）、登校班による令和４年度の通学路の確認を実施。

（４）通学路の安全対策について

禁野小学校の通学路の安全対策を以下のとおり、行っています。

- ・ 関西外国語大学御殿山キャンパス付近の横断歩道三か所の道路標記を修繕（令和３年５月）。
それ以外の通学路の道路標記の修繕等についても、随時対応。
- ・ 注意喚起用の電柱幕についても、適宜設置予定。
- ・ 現中宮北小学校西門のオートロックに向けた改修工事を実施（令和４年２月末完了予定）。
- ・ 現中宮北小学校西門前道路に、自動車の速度抑制を目的とした路面表示工事を実施予定
（令和４年３月末まで）。
- ・ 通学路の見守りについては、「枚方市新しい学校づくり協議会」にて協議のうえ、適宜、
シルバー人材センター、地域、保護者へ依頼。

※資料２「通学路安全対策等について」参照

(5) 禁野小学校開校に関する説明会について

禁野小学校開校に関する説明会を以下のとおり、開催しました。

①対象：高陵小学校及び中宮北小学校在籍児童の保護者

令和4年度禁野小学校に入学予定児童の保護者

②日時・場所：令和3年12月21日（火）午後7時から、中宮北小学校体育館にて開催

令和3年12月26日（日）午前10時から、高陵小学校体育館にて開催

③参加者数：合計71名

④主な意見：高陵・中宮北両小学校児童に配慮した新年度クラス編制の実施

高陵・中宮北両小学校の教職員の禁野小学校への配置

通学路の安全対策、登校班への新通学路の説明、支援学級児童への配慮等

（６）閉校式

高陵小学校、中宮北小学校で、閉校式を以下のとおり、開催します。

①参加者（予定）：在籍児童・教職員、両校区関係者

②日時・場所（予定）：令和４年３月２４日（木）修了式後、両校にて開催

（７）その他

学校名や校歌の募集、通学路の課題等について、これまで、10回の枚方市新しい学校づくり協議会を実施しており、今後、令和４年度の構成や協議内容、開校式の実施等について、協議会にて検討していきます。

また、校区コミュニティ協議会の取扱いなども含め、引き続き、地域とともに検討を進めます。

3. スケジュール（予定）

令和4年	2月	校歌完成
		両校児童の交流事業の実施
	3月	仮設校舎の引き渡し
		始業式リハーサル等
		閉校式
		備品の移動（現高陵小学校から現中宮北小学校）
	4月	禁野小学校開校
		第1回入学式（現中宮北小学校敷地、校歌合唱）
令和4年度～令和6年度		解体工事、文化財調査、新校舎設計（現高陵小学校敷地）
令和6年度～令和8年度		新校舎新設工事（現高陵小学校敷地）
令和8年度		新校舎完成、移転（現高陵小学校敷地）

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 1 6 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

枚方市教育大綱

枚方市教育振興計画

令和2年度枚方市学校規模等適正化実施プラン【高陵小学校と中宮北小学校】

枚方市のめざす学校像

禁野小学校における「新しい学校づくり」

5. 関係法令・条例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

学校教育法施行規則

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

枚方市立小学校及び中学校設置条例

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程

枚方市立留守家庭児童会室条例

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則

6. 事業費・財源及びコスト（参考）

（１）統合までの諸費用関係

《事業費》校歌作曲者への報償金	446千円（一般財源、当初予算）
中宮北小学校西門改修工事費、備品等移転費用、校旗作成費用等	
	13,718千円（一般財源、9月補正）

（２）新校舎整備関係

《事業費》設計・工事費（文化財調査費含む）	約3,664,000千円
事業者選定に係る委員報酬	約190千円

《財 源》国庫支出金	約563,000千円
地方債	約2,470,000千円
一般財源	約631,190千円

（12月補正）

枚方市立禁野小学校の校歌・校章等について

禁野小学校校歌の歌詞について

枚方市立禁野小学校の校歌について、令和3年10月1日から10月31日までの期間、歌詞の公募を行った結果、66作品の応募をいただきました。

これら応募作品について、市内在住の作曲家酒井格氏と市立蹉跎東小学校校長桐山智巳氏に評価をいただき、このたび、最優秀作1点、優秀作5点を選定しました。

今後、最優秀作の歌詞に酒井氏が作曲し、2月下旬に校歌が完成する予定です。なお、歌詞については、作詞者と協議のうえ、補作を行う場合があります。

校歌歌詞の最優秀作及び優秀作以上に選定された方の氏名については以下のとおりとなります。

最優秀作	大阪府富田林市在住	富士原 直輝さん		
優秀作	北海道札幌市在住	朝倉 修さん	東京都世田谷区在住	保岡 直樹さん
	大阪府枚方市在住	清水 源久さん	広島県福山市在住	影山 克行さん
	長崎県佐世保市在住	野崎 和俊さん		

枚方市立禁野小学校

校歌応募作品 最優秀作

一、朝日が照らす 禁野台
あさひが てる さんやだい
あか みらい

明るい未来が やつてくる
あか みらい

心もからだも すこやかに
こころ そだ

たくましく 育てよと
よく なが

淀の流れに 願いこめ
よど なが

われらが 禁野小学校
さんやしょうがこう

二、青空見上げ 伸び伸びと
あおぞら みあ のの
ゆた だいち

豊かな大地 かけまわり
ゆた だいち

連なる歴史に 思いはせ
つら れきし おも

共に学び 高めあい
とも まな たか

ひとつひとつを 進みゆく
ひとつひとつをすす

われらが 禁野小学校
さんやしょうがこう

三、夜空にかかる 天の川
よぞら あまがわ
きぼう

希望をのせて 流れゆく
きぼう なが

平和の祈り この胸に
へいわ いのり おね

手をとりあつて 助けあい
て たす

明日へ向かう 学び舎は
あしたの まなや

われらが 禁野小学校
さんやしょうがこう

禁野小学校校章作成イメージについて

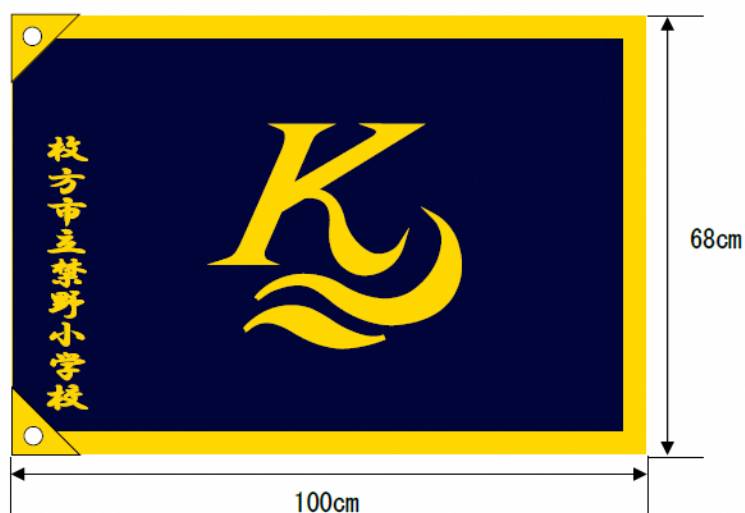
Kの意味は、禁野小学校の「禁 (KIN)」のK、高陵小学校の「高 (KOU)」のK、中宮北小学校の「北 (KITA)」のK、そして、希望の「希 (KIBOU)」のK、ロゴの色は「あおぞら」のイメージ、下の2本のラインは「天の川」の流れのイメージを表しています。

また、2本のラインは高陵小学校と中宮北小学校を表し、二つの流れが一緒になって、禁野小学校の「禁」のKにつながっていくイメージを表しています。

禁野小学校校章



校旗イメージ



記念品（マフラータオル）イメージ

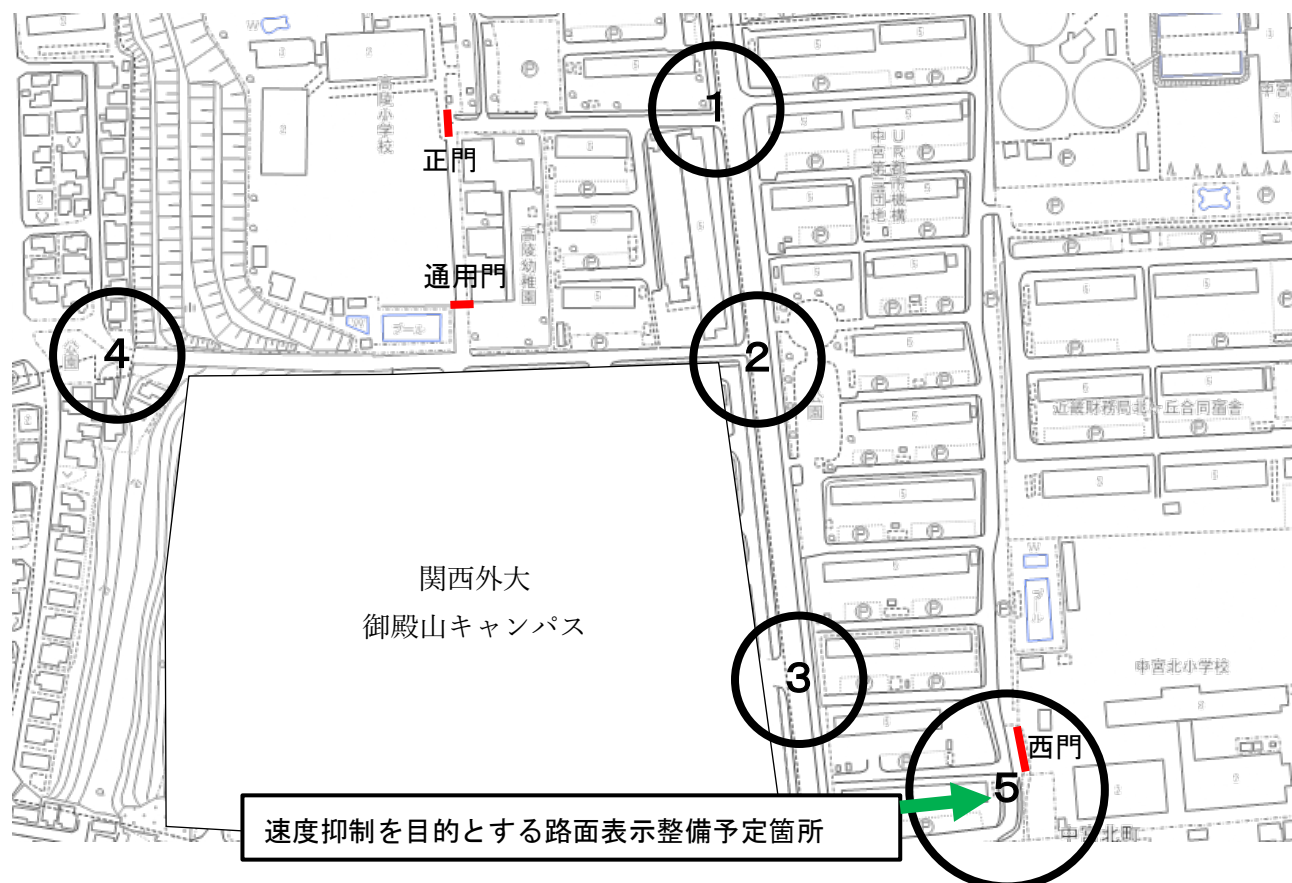


（縦 20 cm × 横 110 cm）

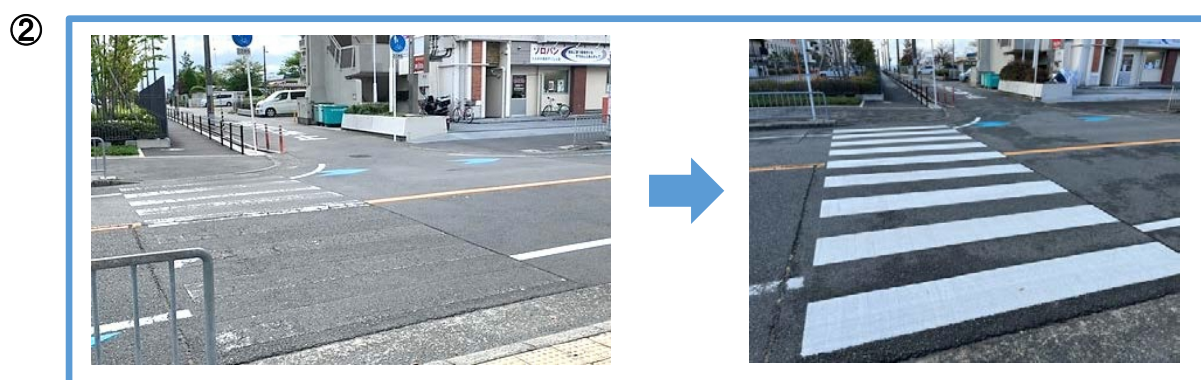
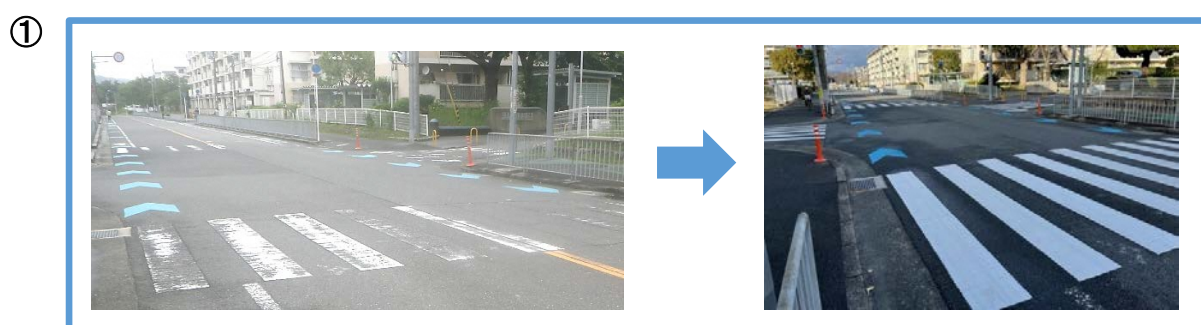
通学路安全対策等について

道路標記の修繕（一例）

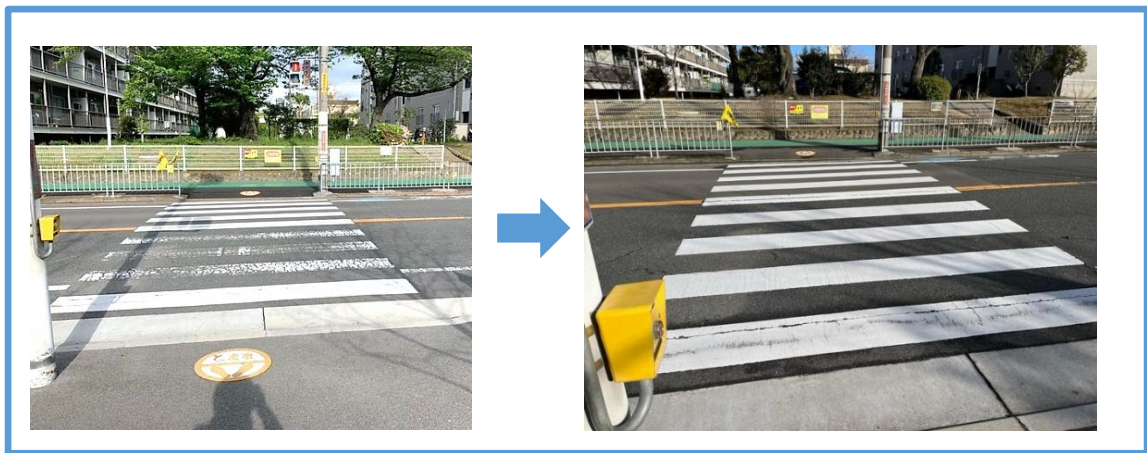
関西外国語大学御殿山キャンパス付近の横断歩道三か所①～③、高陵小学校坂下付近④



該当場所の写真、イメージ



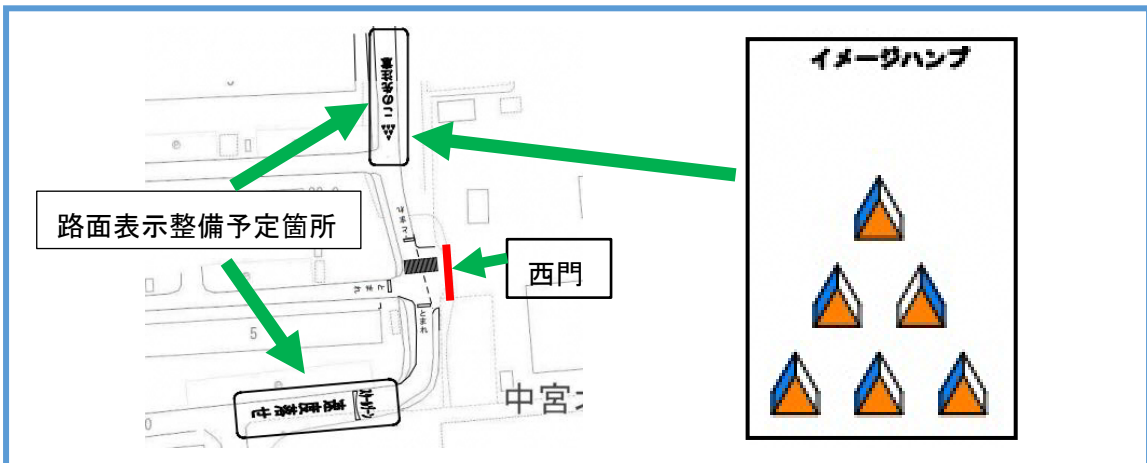
③



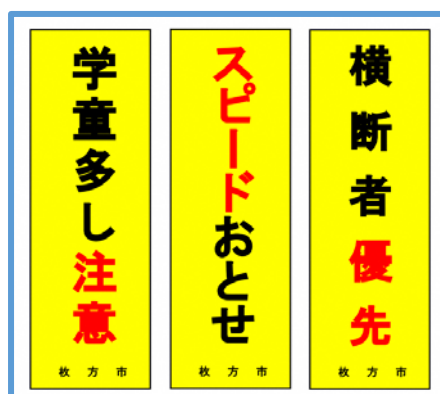
④



⑤

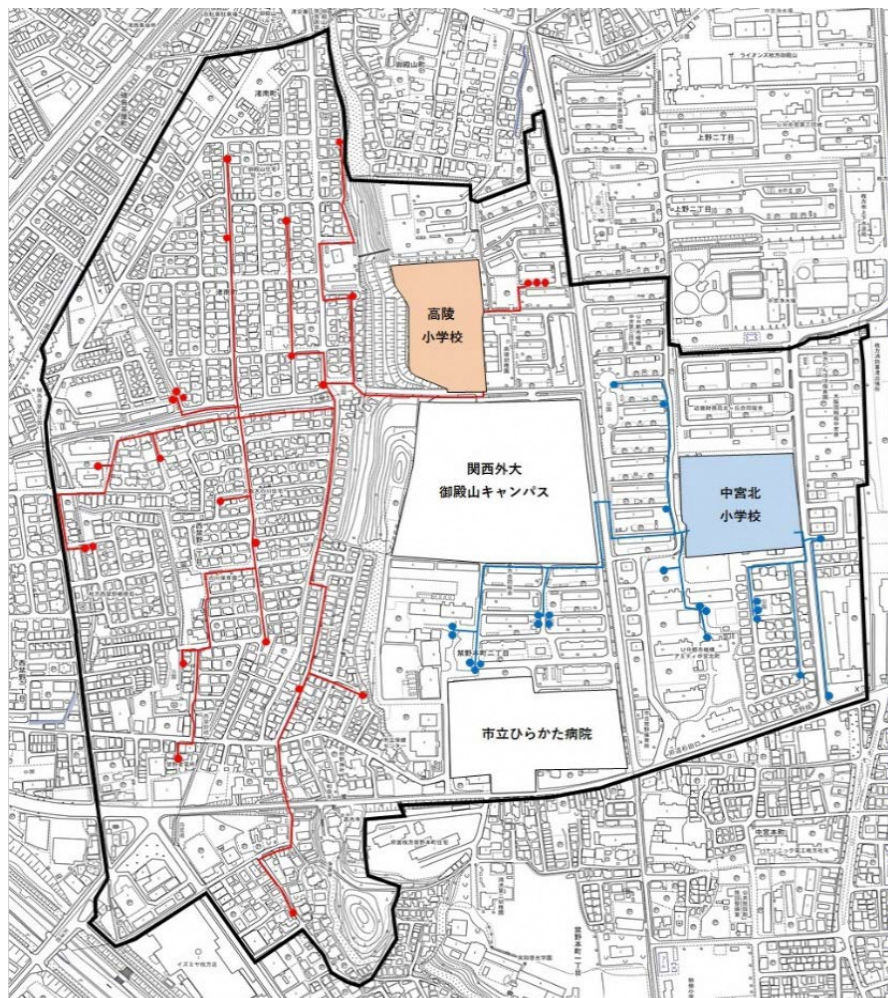


注意喚起用の電柱幕

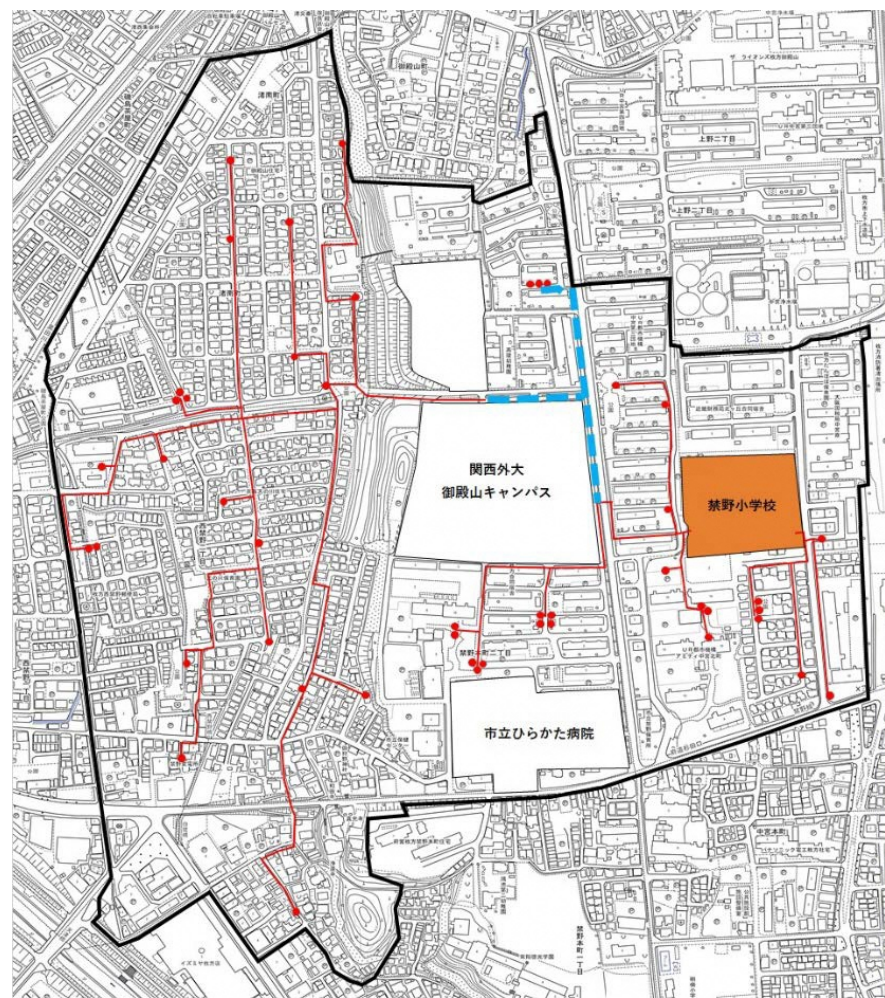


通学路

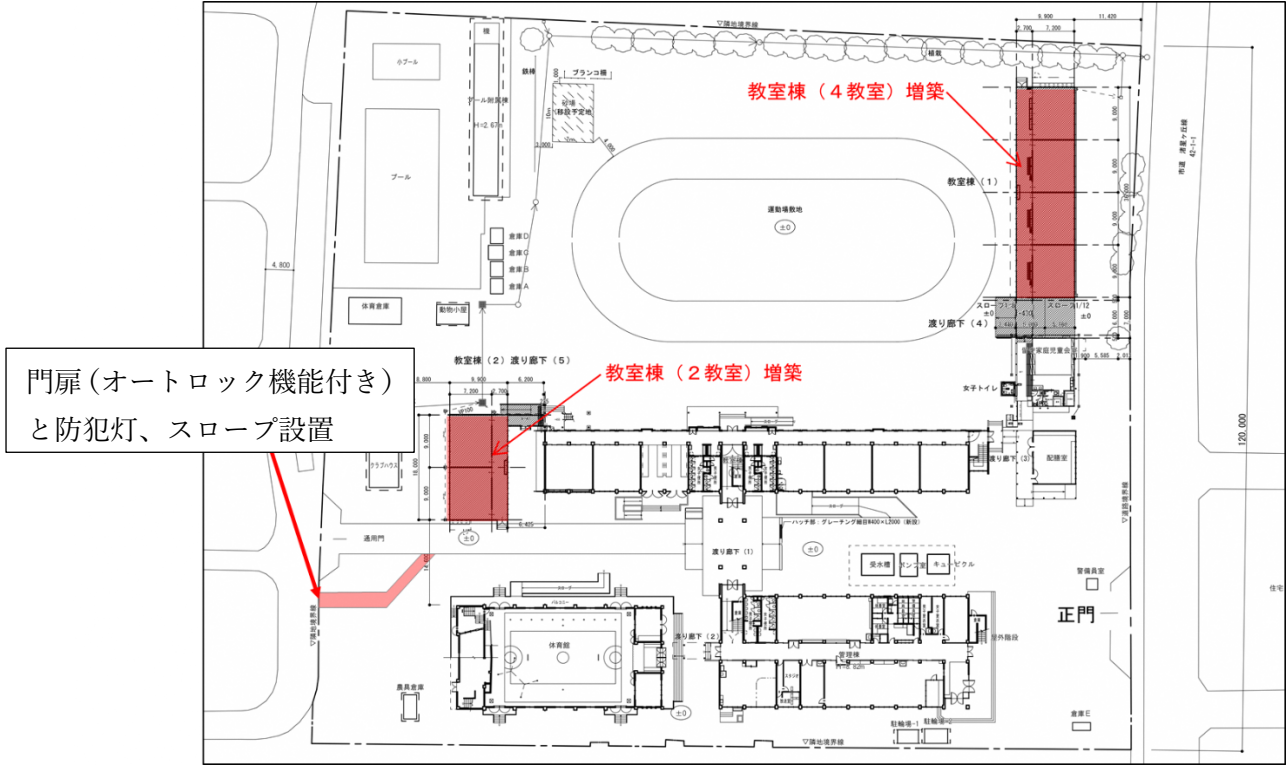
令和3年度通学路（高陵小学校、中宮北小学校）



令和4年度通学路（案）（禁野小学校）
（破線部が新通学路になる予定）



現中宮北小学校の西門のオートロックに向けた改修工事箇所



門扉（オートロック機能付）



イメージ

中学校給食のあり方について

総合教育部 おいしい給食課

1. 施策等の背景・目的及び効果

今後の中学校給食の持続可能なあり方、生徒にとって望ましい給食のあり方の検討を進めるにあたり、多方面から様々な意見を聴くため令和3年11月に設置した「枚方市中学校給食のあり方懇話会」において、有識者やPTA、学校関係者からいただいたご意見等について、その概要の報告を行うものです。

2. 内容

(1) これまでの懇話会で聴取した主な意見

【現行の学校給食に関する意見】

枚方市の学校給食の現状を説明し、「中学校給食を実施していること」「食材の選定や献立」「食育推進への姿勢」など、本市の実施する学校給食を評価する意見が出されました。このほか、「さらなる中学校給食の周知」を求める意見がありました。

【栄養・健康に関する意見】

栄養の適切な摂取や給食のある日とない日の栄養比較などを説明し、「中学生に必要な栄養素を適切な摂取に近づけるのが学校給食」「成長期に栄養や健康面で1日3食のうち1食でも学校給食を摂ることは意義がある」などの意見が示されました。このほか、「栄養が考えられている献立がさらに広く保護者に伝わるようになれば」などといった意見も出されました。

【教育・食育に関する意見】

食育の観点から「中学生期は食生活の自立に向けた大切な時期」などの意見、食べ残しや個々の食べる量、調理・加熱にかかる時間、器の形状などを指摘し、「食缶方式が望ましい」といった意見が多く示されました。このほか、「みんなで食べることが必要」、給食は学校教育との観点から「全員が対象であれば学校給食を活用した食育、学校教育としての食育を進めていくことが可能」など、全員給食を求める意見も示されました。

※意見詳細は、別添資料「枚方市中学校給食あり方懇話会での聴取意見」のとおり

（２）今後の意見聴取について

いただいたご意見を踏まえ、中学校給食のメニュー（献立）について、また、配膳室や調理施設、給食時間、給食費徴収などについて、「枚方市中学校給食あり方懇話会」の各委員から、引き続き、意見聴取していきます。

3. 今後の予定

令和4年（2022年）	2月～3月	「枚方市中学校給食あり方懇話会」開催（月1回程度を予定）
	4月	聴取した意見を取りまとめ、今後の中学校給食の方針に反映
	5月	教育子育て委員協議会において「（仮称）今後の中学校給食に関する方針（案）」の報告
	6月	パブリックコメントの実施
	8月	教育子育て委員協議会において説明
		「（仮称）今後の中学校給食に関する方針」策定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画	基本目標	一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
	施策目標 16	子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

5. 関係法令・条例等

学校給食法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 513 千円(報償費) ※令和3年度9月補正予算

《財源》 一般財源 513 千円 (9500 円/人×9 人×6 回=513,000 円)

「枚方市中学校給食のあり方懇話会での聴取意見」

第1回開催：令和3年11月4日（木）15:00～17:00

第2回開催：令和3年12月27日（月）15:00～17:00

第3回開催：令和4年1月27日（木）（予定していた日程）

※第3回は新型コロナウイルス感染症に関する「まん延防止等重点措置」の適用を受け、委員個別に意見聴取しました。

【現行の学校給食に関する意見】

- 中学生の成長期に食事が重要であることはよく分かる。（学識経験者・学校長・PTA）
- 今の家庭の食生活は千差万別であり、それをサポートするのが学校給食だと思う。（学識経験者）
- 学校給食の（食材選定・献立作りなど）ここまで取り組んできたことを、栄養教諭などとも協力して、さらに頑張って進めてほしい。（学識経験者）
- 教師や周りの大人が声掛けすることにより、子どもが給食に対する姿勢が変わってくるという印象がある。（学校長）
- 給食を選択している生徒がきっちり食べているか。選択していない生徒の弁当は手作り、冷凍食品、コンビニなど様々。弁当がない生徒は菓子パンだけ、ほとんど食べていないなど、いずれも気になる。（学識経験者）
- 選択制の給食が始まってから、2校みてきたが、給食を選択していない生徒のほとんどは手作り弁当を持ってきており、毎日コンビニでパンを買ってというのは比較的少ないと思う。（学校長）
- 給食を食べている生徒も弁当を持ってきている生徒も比較的野菜を残しており、弁当や買ってきたものの内容も野菜がなかなか摂れていない。（栄養教諭）
- 献立表を見て、親同士で「おいしそうな給食だったね」、子どもと「寒くなってきたから温かいスープやご飯が食べられる給食にしようか」など話しをする。こんなに栄養のある給食が食べられるということをもっと周知してほしい。（PTA）

【栄養・健康に関する意見】

- 栄養教諭としては、栄養価を考えるだけでなく、行事食や季節の食材を提供するなど、思いを込めた献立を考えている。(栄養教諭)
- 家庭から持参している弁当を見ると、野菜不足が多く、弁当の量が明らかに不足している生徒も見受けられる。購入弁当に関しても、菓子パンが多く、野菜や海藻類などがなかなか摂取できていない印象がある。(栄養教諭)
- 給食の有無による栄養素の摂取状況に違いがあり、給食のない場合の1日の摂取状況は、カルシウムなどのミネラル類やビタミン類、食物繊維等が明らかに少ないという結果がある。(学識経験者)
- 中学生にとって適切な摂取ができていない栄養素へのアプローチができていないのが給食であることがわかる。(文部科学省；学校給食摂取基準データから)(学校長・栄養教諭)
- 成長期の中学生の栄養や健康を考えると、大切な時期の1日3食のうち1食の学校給食でも、学校で全員給食を行う意義がある。(学識経験者)
- 生徒の健康を第一優先で考えると、全員が学校給食を食べることが大切では。(学識経験者)
- 子どもの心身の成長や栄養面、学校教育での食育を考えると、全員給食が良い。(学識経験者)
- 栄養が考えられている給食の献立をもっと保護者に知ってもらえれば、給食が生徒にとって良いものであることを、もっと分かりやすく知らせてほしい。(PTA)

【教育・食育に関する意見】

- 中学生期は、食生活の自立に向けた大切な時期であり、食育を更に推進するためにも全員給食を明確に位置づけることが大切ではないか。(学識経験者)
- 個に応じた分量の学校給食を提供することや献立のバリエーションを広げることを考えると食缶方式が望ましい。(栄養教諭)
- 学校給食は栄養面の充実だけでなく日常の食習慣の形成においても重要。主食・主菜・副菜の考え方や食器への盛付け、食事マナー等を繰返し学び実践できる場であり、習慣化できることは意味がある。(学識経験者)
- コロナ禍において、現行のランチボックス形式は衛生管理面で扱いやすかった。(学校長・栄養教諭)

- 枚方市のランチボックス方式は、調理後、ランチボックスに盛付けてから再加熱を行うため、調理作業に時間を要する。加えて、その後の保温状態が長くなるため、料理の色が劣化して鮮やかではない場合が多く見られる。(例えば、ネギの緑色が黒茶色になってしまう等) (栄養教諭)
- ランチボックス方式は、食べ残しても蓋を閉めて隠すことができるため、残したことが誰にも分らず簡単に残してしまう。(学校長・PTA)
- 食缶方式では、器が昔と違って、ご飯は茶碗となっているので、お茶碗を手に持って食べる児童が増えている。(栄養教諭)
- 食育推進の効率性・有効性を考えると、給食を教材として全生徒が学習することが望ましい。(学識経験者)
- 全員給食となれば、教職員の学校教育としての学校給食への協力も大きくなるのでは。(栄養教諭)
- 全員とすることで学校教育としての食育も進んでいくと考える。(学識経験者・栄養教諭)
- 学習指導要領（文部科学省）の特別活動（２）オ「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」では、「給食の時間を中心としながら、成長や健康管理を意識するなど、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること」明記されていることから、給食を活用した食育が求められている。(学識経験者)
- 栄養教諭の在籍が有る、無いで食育等に差ができるのは良くない。例えば全員給食であれば、食育の教材として活用することができることを考えると、全員給食がその一歩となるのでは。(栄養教諭)

【その他】

- 現状でも給食時間が短い場合があり、全部食べ切れず残してしまう場合がある。(PTA)
- 出来る限り早く中学校の全員給食が叶えばという保護者の意見をよく聞く。(PTA)
- なぜ、小学校になれば全員給食なのかという原点を考えることが、中学校給食を考える際にも必要なのでは。(PTA)
- 保護者の間では、「なぜ給食が選択制なのですか」という質問が多く寄せられている。(PTA)
- 全員給食となれば、中学校PTAでも給食委員が必要（大切）になると考える。方向性が決まれば早めに周知してほしい。(PTA)

学校給食牛乳パックのリサイクルについて

総合教育部 おいしい給食課

学校教育部 学校教育室(教育指導担当)

1. 施策等の背景・目的及び効果

学校給食で飲み終わった牛乳パックは、現在、牛乳納入業者が引き取りを行っていますが、令和4年度から各自治体において処理が必要となりました。その処理方法が各自治体における課題となっています。

本市では、学校給食牛乳パックを焼却処分するのではなく、公民連携による本市独自の仕組みを構築することで、学校給食牛乳パックのリサイクルに取り組むとともに、そのリサイクルの取り組みを通じて、児童・生徒及び家庭のより一層の環境意識の向上を図るものです。

2. 内容

(1) 公民連携によるリサイクルの仕組みを構築

- ・小中学校から排出される約26,000個/日の学校給食牛乳パックのリサイクルを公民の役割分担で実施
- ・民間事業者が作成したリサイクル工程の動画等を活用し広く情報発信

(2) 子どもたちや家庭における環境意識の向上

- ・小学校のデジタル副読本「わたしたちのまち 枚方」に、学校給食牛乳パックリサイクルのコンテンツを導入
- ・小・中学校の全児童・生徒に配付の給食献立表に学校給食牛乳パックリサイクルのコラムを掲載

など

※ 詳細は別添資料1「学校給食牛乳パックリサイクル啓発事業の概要」のとおり

3. 今後の予定

令和4(2022年)年2～3月 民間事業者と協定の締結

8月 学校給食牛乳パックリサイクルの開始

以降、近隣自治体等へのリサイクル広域化を検討

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

基本目標 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

施策目標25 ごみを減らし、資源の循環が進むまち

5. 関係法令・条例等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

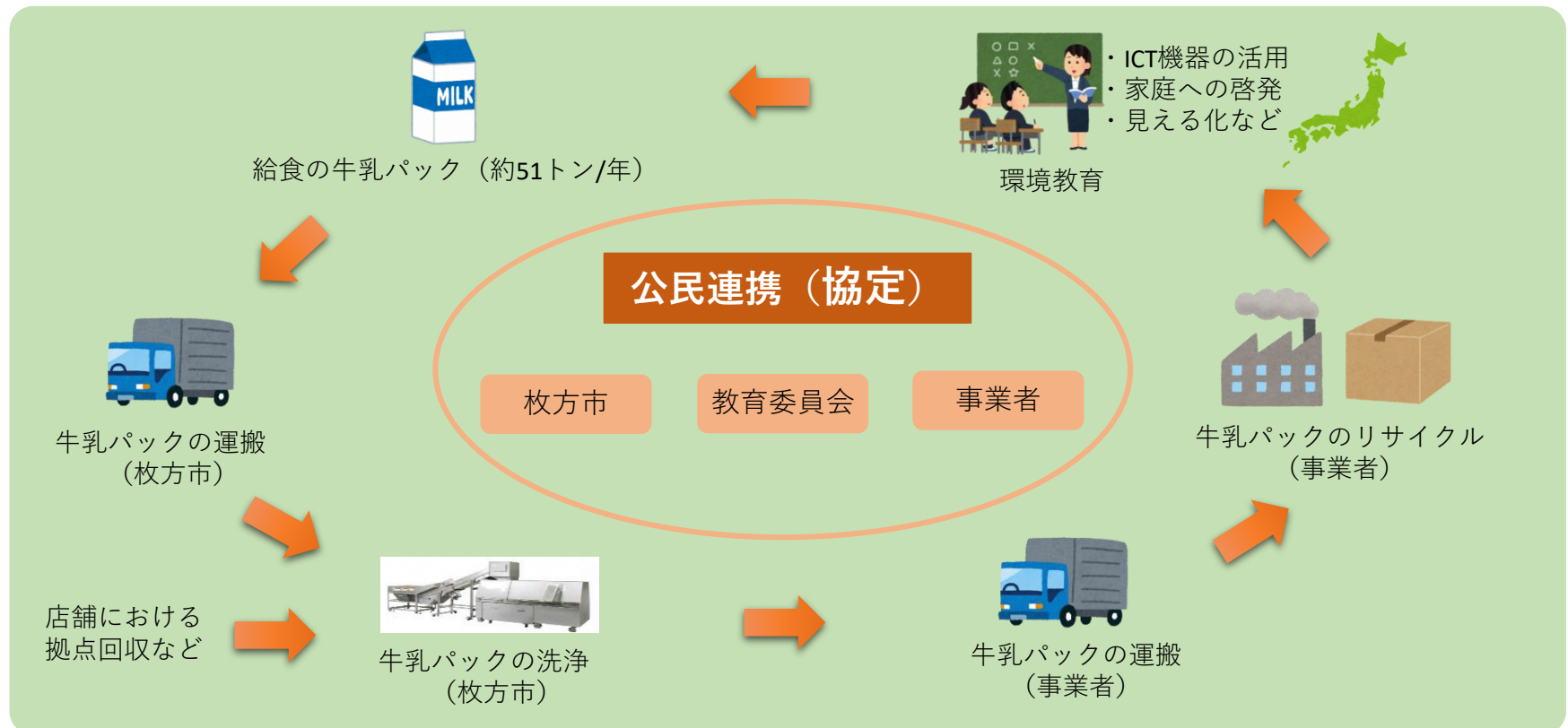
6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 12,753 千円

支出内訳 牛乳パック自動洗浄機購入費：10,791千円（令和4年度のみ）
牛乳パック自動洗浄機運転管理費：142千円
牛乳パック運搬委託料：1,320千円
牛乳パック回収ボックス購入費：500千円（令和4年度のみ）

《財 源》 一般財源：1,462千円
スマートライフ推進基金：11,291千円

- 学校給食牛乳パックを自動洗浄機で洗浄し、公民連携（協定）に基づき製紙会社に運搬することで製紙会社が新たに導入する設備による段ボールなどへのリサイクルを行います。
- 学校給食牛乳パックのリサイクル工程をICT機器を活用して環境教育に活かすなど、児童・生徒の環境意識の向上を図るとともに、各家庭への啓発活動を展開します。
- 学校給食以外にも店舗などに牛乳パックの回収ボックスを設置し、牛乳パックリサイクルの普及促進を図るとともに、広域的な連携も検討します。



第4次枚方市子ども読書活動推進計画（案）について

総合教育部 中央図書館

1. 政策等の背景・目的及び効果

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を一層推進するため、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、令和4年3月に計画期間の終期を迎える第3次に続く第4次枚方市子ども読書活動推進計画の策定を進めています。

このたび、市議会や教育委員会、社会教育委員会議からいただいたご意見及びパブリックコメントでいただいたご意見も踏まえ、計画案をとりまとめたので、報告を行うものです。

2. 内容

- (1) 第4次枚方市子ども読書活動推進計画（素案）のパブリックコメントにおいて寄せられた意見とそれらに対する枚方市の考え方（別紙1）
- (2) 「第4次枚方市子ども読書活動推進計画（素案）について」への意見と計画への反映（案）（別紙2）
- (3) 第4次枚方市子ども読書活動推進計画（案）（別紙3）
- (4) 第4次枚方市子ども読書活動推進計画（案）（ポイント）（別紙4）
のとおり。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和4年 2月	教育委員会協議会にて計画案の報告
2月	教育子育て委員協議会にて計画案の報告
3月	第4次枚方市子ども読書活動推進計画を策定・公表

4. 総合計画等における根拠・位置づけ

①総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち

②枚方市教育振興基本計画

③枚方市立図書館第4次グランドビジョン

5. 関係法令・条例等

子どもの読書活動の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

図書館法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 105 千円

支出内訳 委員報酬 105 千円

《財 源》 一般財源

第4次枚方市子ども読書活動推進計画（素案）のパブリックコメント において寄せられた意見とそれらに対する枚方市の考え方

1 意見募集期間

令和3年12月1日（水）～12月20日（月）

2 意見募集方法

①市のホームページ

②各図書館（分室を含む）及び市役所本館・別館におけるアンケート回収箱

③FAX等による意見募集

3 意見提出者数

①個人：2人（内訳：e-アンケート 0人 図書館配布のアンケート用紙への記入 2人）

②団体：0団体

4 意見提出項目数

計3項目

No.	寄せられた意見の趣旨	枚方市の考え方
■全体		
	市駅改札前に返却ポストがあるなど、わざわざ足を運ばなくても図書が返却できる、子どもだけでも利用できる市駅前サービススポットにしてほしい。	市駅前のサービスポイントについては、駅前再開発に合わせ、より利便性が高い場所への図書館機能の移転を検討しております。より多くの方にとって利用しやすい図書館としていきます。

No.	寄せられた意見の趣旨	枚方市の考え方
■8. 子ども読書活動推進の具体的な取り組み		
	職員の研修を充実させ、質の高いサービスを提供すべき	職員に対し、子どもと本を結ぶ技術・知識の習得と向上に関する研修や子どもの発達段階と読書に関する研修を実施し、質の高いサービス提供に努めます。
	ボランティアの養成に力を入れるべき	引き続き、読書活動推進ボランティアの養成講座の開催や読書活動推進ボランティア交流会およびスキルアップ講座の開催を通じて、ボランティアの育成・スキルアップを図ります。

「第 4 次枚方市子ども読書活動推進計画（素案）について」への意見と計画への反映（案）

No	意見（要約）		計画対応 ページ	計画の修正案	
1.	- 子どもたちにとって読書が「おもしろい」「かっこいい」と思える仕掛け。 - 動画、YouTube などからの引き付ける方策を。	市議会 社会教育 委員会議	78p 4-⑭	おすすめ本リストの発行や SNS、動画などの活用	対象年齢別（小中高生・子どもの本に関わる大人等） におすすめ本リストや、おはなし会などの活動の充実 に向けたブックリストなどを発行します。また、SNS や動画など、子どもに身近な媒体を活用して読書の 関心を高めるよう取り組みます。
2.	おはなし会をしてほしい団体からの要望を図書館がとりまとめ、地域のお話ボランティア団体に取り次いでほしい	読書ボラ ンティア	P80 4-⑳	読書活動推進ボランティア と連携した図書館などでの おはなし会の実施	図書館施設内で、ボランティアによるおはなし会を開 催します。また、保育所（園）などおはなし会を開催 してほしい団体と開催できる場所を求めているボラ ンティアとの橋渡しを行います。

第 4 次

枚方市子ども読書活動推進計画（案）

—子ども読書活動推進の輪で、一人ひとりの「生きる力」を育む—

令和 4 年（2022 年） 2 月

枚方市

目次

はじめに・・・50

1. 計画の位置づけ・計画期間・対象・・・51

2. 国・大阪府の動向・・・52

3. 本市におけるこれまでの子ども読書活動の取り組み・・・53

4. 現代の子どもをめぐる社会状況と求められる能力の変化・・・58

5. 読書が育む子どもの能力と求められる読書環境・・・59

6. 本市における子ども読書活動の現状と課題・・・62

7. 本市におけるこれからの子ども読書活動推進の基本的な考え方・・・68

8. 子ども読書活動推進の具体的な取り組み・・・74

(参考) 本計画で示した課題とその対策の一覧・・・82

はじめに

私たちが今生きている社会は、急速な少子高齢化による人口減少が進展し、大きな転換期を迎えています。また、「I o T（モノのインターネット）」や「A I（人工知能）」といったI C T技術が登場し、すでに私たちの生活になくてはならない存在となっています。これら技術の進歩により、従来なら人が行っていた作業も、正確に物事を処理するロボットなどに置き換わり、今後さらに効率化された社会が到来するであろうと考えられます。さらにグローバル社会も発展し、多様な人々が社会的・経済的に国や国境を越えて自由に行き来し交流する社会が、今後もより広がっていくことが予想されます。

そうした社会の急激な変化の中、これからの時代を担う子どもたちには、I C T技術を活用し、正確に物事を処理するだけではなく、A Iには難しいとされる読解力・コミュニケーション能力や、グローバル社会で活躍するための力が求められており、その育成に、子どもの頃からの読書習慣が役立つことがわかってきました。

「第4次枚方市子ども読書活動推進計画」では、同第3次計画の成果と課題を踏まえ、これからの時代を担う子どもたちがグローバル社会で生き抜いていくために必要な「生きる力」が、読書活動を通じて育めることを理解し意識して、子どもの発達段階や生活の場（家庭・学校・地域等）に応じた、新たな読書活動のあり方や具体的な取り組みについてまとめるものです。

また、時代状況に対応するためのコロナ禍以降の新しい生活様式に対応した子ども読書活動の展開や、令和元年（2019年）6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」という。）が施行されたことも踏まえた多様な読書のバリアフリー事業のさらなる推進、S D G s（持続可能な開発目標）の取り組みの推進について、その具体的な推進方策をお示しします。

最後になりましたが、「第4次枚方市子ども読書活動推進計画」の策定にあたり、読書アンケートやパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様および関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

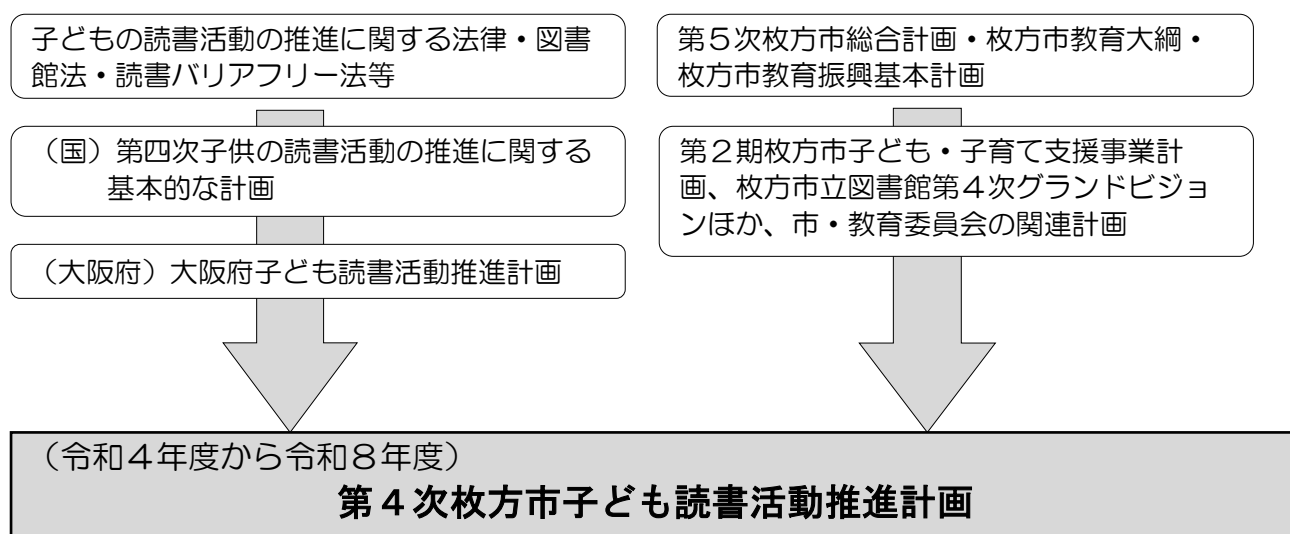
令和4年（2022年）●月

枚 方 市

1. 計画の位置づけ・計画期間・対象

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づくとともに、関連法令、国・大阪府の子ども読書の推進に関する計画、市政の基本方針を示す「枚方市総合計画」、「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」、第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画、枚方市立図書館第4次グランドビジョンほか、市・教育委員会の関連計画を踏まえて策定します。



(2) 計画期間

平成29年度にスタートした第3次枚方市子ども読書活動推進計画が、令和3年度末に計画期間が終期を迎えることから、第4次枚方市子ども読書活動推進計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を対象とする中期的な計画とします。

(3) 計画の対象

子どもの読書活動の推進に関する法律第2条に基づき、「おおむね18歳以下」の子どもを本計画の対象とします。

2. 国・大阪府の動向

(1) 国の動向

①子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年(2001年)に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が公布・施行されました。第2条では、子どもの読書活動について、「子ども(おおむね18歳以下のものをいう。以下同じ。)が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と明記され、子どもの読書活動に関する基本理念が定められました。

また、第3条・第4条では、国及び地方公共団体には、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進するよう求められています。

②第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画

国は、上記の法律に基づき、おおむね5年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表しています。

第三次の同基本的な計画の実施期間中には、中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、高校生の読書関心度合いの低下、スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響の3点が課題となりました。それを受けて平成30年(2018年)4月には第四次の基本的な計画が策定され、「読書習慣の形成に向けて、発達段階に応じた取組を推進すること」、「友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実させること」、「情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析をすること」の3点が改正のポイントとして示されました。

(2) 大阪府の動向

大阪府では、推進法第9条第1項に規定の「都道府県子ども読書活動推進計画」に基づき、「大阪府子ども読書活動推進計画」を策定し、府における子どもの読書活動に関する基本方針と重点的な施策を示しています。

令和3年(2021年)3月には、「ことばを知り」「本にひかれ」「本に出合い」「本に親しみ」「本に学ぶ」を取組の柱として、発達段階ごとの特徴や生活の場(家庭・学校・地域等)において、読書環境整備のための具体的な方策に取り組むことを示した「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定しました。

3. 本市におけるこれまでの子ども読書活動の取り組み

(1) これまでの枚方市子ども読書活動推進計画における主な取り組み

本市のこれまでの子ども読書活動推進に関する取り組みについては、平成 18 年（2006 年）に「枚方市子ども読書活動推進計画」を策定し、枚方市版ブックスタートやふれあいルーム等を新たに実施し、主に乳幼児の読書活動を推進しました。平成 24 年（2012 年）6 月に策定した「第 2 次枚方市子ども読書活動推進計画」では、学校図書館整備を精力的に推進し、学齢期、とりわけヤングアダルト層の読書活動を中心に取り組みを進めました。そして、従来の取り組みを継承しながら、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を一層推進することを目的に、平成 29 年（2017 年）3 月「第 3 次枚方市子ども読書活動推進計画」（以下、「第 3 次計画」という。）を策定しました。

第 3 次計画では、「すべての子どもたちに読書の楽しみを」の考え方にに基づき、経済格差や障害の有無にかかわらず、乳幼児期から学齢期、ヤングアダルト（注 1）期に至る各発達段階の読書活動や、障害等のある子どもの読書活動の推進、市民との協働や職員の人材育成などを主な取り組みとして、子ども読書活動を推進してきました。

（注 1）ヤングアダルト：中学生・高校生を中心とした 10 代の人

(2) 第 3 次枚方市子ども読書活動推進計画の評価指標並びに成果と課題

① 第 3 次枚方市子ども読書活動推進計画で設定した評価指標とその成果

第 3 次計画では、以下の通り目標及び評価指標を設定し、取り組みを進めた結果、評価指標である不読率（注 2）については以下の状況でした。

a. 第 3 次計画の評価指標

生きる力を育むために読書は非常に有効な手段であり、すべての子どもと読書の楽しみを分かちあうことをめざします。特に学齢期からヤングアダルト期においては、月に 1 冊以上本を読むことを目標とします。評価指標として不読率を掲げ、不読率をゼロに近づけることをめざします。

（注 2）不読率：1 ヶ月に 1 冊も本を読まない人の全体に占める比率。

b. 取り組みの成果（本市における「1 日のうち、読書を全くしない子どもの変化」）

		1 日のうち、読書を全くしない子どもの比率（注 3）	
		小学 6 年生	中学 3 年生
平成 28 年度 （第 3 次計画策定時）	全国	20.6%	37.2%
	枚方市	24.6%	42.0%
令和元年度 （第 3 次計画 3 年目）	全国	18.7%	34.8%
	枚方市	19.9%	40.9%

（全国学力・学習状況調査 ―児童・生徒質問紙調査より― [枚方市教育委員会]）

（注 3）1 日のうち、読書を全くしない子どもの比率：厳密には不読率ではないが、継続的に全国調査を行っており、今後の数値との比較も可能なため、上記指標を取り組みの成果の指標として採用した。

②第3次枚方市子ども読書活動推進計画の成果と課題

設定した課題	1. 読書をととして生きる力を育成	
施策	主な成果	第4次に向けた課題
(1) はじめての本との出会い ～乳幼児期の読書活動推進～	<u>①児童書の充実</u> (平成29年～令和2年度合計) 第3次体系番号1-(1)-① * 中央図書館 ・購入冊数：65,827 冊 ・投入金額：89,323 千円	* さらなる児童書（電子書籍を含む）の充実
	<u>②各種行事等の実施</u> ※1 第3次体系番号1-(1)-④～⑥、⑧～⑪ * おはなし会（0・1・2歳児対象、幼児対象） * 読書への導入関連行事 ・ひらかた絵本まつり ・枚方版ブックスタート ・母子保健事業における読書活動推進 ・ふれあいルーム ・乳幼児期や幼児期の読書に係る講演会・講座 <u>③その他</u> 第3次体系番号1-(1)-⑬ * ブックリストの作成配布	* 乳幼児期向けの児童書（電子書籍を含む）のさらなる充実 * プレママ・プレパパ（注4）を含む保護者に対する読み聞かせの重要性の周知及び読み聞かせ講座等の開催 * 乳幼児期のこどもの図書館利用の促進（注4）プレママ・プレパパ：出産を控えた妊婦とその夫を指す

※1 乳幼児とその保護者、プレママ・プレパパ（注4）に関わる部署での取り組み、図書館行事等が定着した。

(2) 豊かな心と考える力を育む ～学齢期からヤングアダルト期の読書活動推進～	<u>①児童書の充実</u> (平成29年～令和2年度合計) 第3次体系番号1-(2)-① * 学校図書館（小学校・中学校合計） ・購入冊数：121,151 冊 ・投入金額：221,195 千円	* 学齢期・ヤングアダルト期向けの児童書（電子書籍を含む）のさらなる充実 * 学校司書の効果的な配置をはじめとした学校図書館機能のさらなる充実
	<u>②学校司書配置</u> 第3次体系番号1-(2)-③ * 平成30年度に19中学校区（平成29年度までは10中学校区）への学校司書配置 * 令和3年度新たに12小学校への学校司書配置（司書6名で2校ずつ担当） <u>③学校図書館機能の充実</u> ※2 第3次体系番号1-(2)-④、⑥、⑨ * 調べ学習用・読書支援用図書 of 中央図書館から学校図書館への団体貸出 * 学校図書館を活用した授業の実施 <u>④その他学校での取組</u> 第3次体系番号1-(2)-⑧、⑩、⑫ * 朝の読書活動の実施 * 学校でのおはなし会の実施 * 中学校でのビブリオバトル（知的書評合戦）の実施	

設定した課題	1. 読書をととして生きる力を育成（続き）	
施策	主な成果	第4次に向けた課題
(2) 豊かな心と考える力を育む ～学齢期からヤングアダルト期の読書活動推進～	<u>⑤その他の取組</u> 第3次体系番号1-(2)-⑪、⑬～⑰ ＊施設でのおはなし会等の実施 ＊「こどもの読書週間」に合わせた行事の実施 ＊読書への動機づけになる行事の実施 ・こころをつたえよう！朗読大会 ・中学生の調べ学習コンクール ・中学生のビブリオバトル ＊図書館だより・おすすめ本リストの発行 ＊私立小中学校や公私立高等学校への団体貸出	＊保護者への子ども読書の重要性の周知 ＊中高生の図書館利用の促進＊各種行事等の充実

※2 全小中学校の図書館環境整備および授業活用の取り組みを進めたことで、児童生徒の貸出冊数が増加するとともに、学校図書館を活用した授業における市立図書館の団体貸出の利用回数も増加した。

設定した課題	2. 読書のバリアフリー ～すべての子どもたちに読書の楽しみを～	
施策	主な成果	第4次に向けた課題
(1) 障害等のある子どものためのアプローチ	<u>①多様な形態の図書館資料の充実</u> ※3 第3次体系番号2-(1)-① （大活字資料、デイジー（注5）、点字、手話・字幕付DVD（注6）、マンガ） （注5）デイジー：デイジー（DAISY）はDigital Accessible Information Systemの略で、視覚障害者や活字を読むのが難しい人のためのカセットテープに代わるデジタル録音図書 （注6）字幕付DVD：聴覚障害者に配慮した、字幕や手話の付いたDVD <u>②バリアフリー行事</u> 第3次体系番号2-(1)-②、⑥ ※3 ＊手話で楽しむおはなし会 ＊世界のバリアフリー絵本展 ＊言葉をつかわないコミュニケーション・ワークショップ <u>③その他</u> 第3次体系番号2-(1)-③、⑤ ＊病院への配本 ＊障害児福祉サービス事業所や支援学級への貸出	＊多様な形態の図書館資料のさらなる充実 ＊障害のある子どもの図書館利用の促進 ＊団体貸出の充実等による、図書館が利用しにくい子どもの読書環境の整備

※3 デイジー（注5）等、多様な形態の資料を整備するとともに、様々なイベントを実施することにより、読書のバリアフリーの周知に努めた。

設定した課題	2. 読書のバリアフリー（続き） ～すべての子どもたちに読書の楽しみを～	
施策	主な成果	第4次に向けた課題
(2) 特別なニーズがある子どものためのアプローチ	<u>①地域でのおはなし会</u> 第3次体系番号2-(2)-③ * 留守家庭児童会室でのおはなし会 <u>②多言語対応</u> ※4 第3次体系番号2-(2)-④、⑤ * 多言語絵本等の整備 * 多言語で楽しむおはなし会の開催	* 日本語以外の言語を母語とする子ども図書館利用の促進

※4 令和2年度、英語多読用資料を整備した。そのほか、年平均5言語程度の絵本等を整備し、おはなし会を通して国際理解を図った。

設定した課題	3. 子どもに本を届けるための推進体制	
施策	主な成果	第4次に向けた課題
(1) 市民との協働	<u>①子どもに本を届ける事業</u> ※5 第3次体系番号3-(1)-① * 子どもに本を届ける基金 * 図書館蔵書としなかった寄贈図書の売却益による児童書購入 <u>②読書ボランティアの育成</u> 第3次体系番号3-(1)-②、⑤～⑦ * 読み聞かせ・ストーリーテリングに関する講座の開催 * 読書ボランティアによるおはなし会の開催（図書館等の協働開催を含む） * おはなし会用の図書館資料の団体貸出	* 地域・学校等での読書ボランティアによる読み聞かせ・ストーリーテリング等の充実

※5 ふるさと寄附金等による「子どもに本を届ける基金」を新設し、基金を活用して絵本や児童書を購入して、学校や地域の子育て支援団体に届けた。

(2) 職員の人材育成	<u>①各種子ども読書活動推進関連の研修の実施</u> ※6 第3次体系番号3-(2)-①、②、④ * 学校司書への「読み聞かせ」「ブックトーク」「ストーリーテリング」「ビブリオバトル」等に係る研修の実施 * 「中高生を対象とした選書」に係る研修の実施 * 学校図書館の活用・運営等に係る司書教諭・学校司書研修	* 保育士・教員・放課後児童支援員等に対する子ども読書と子どもの成長に係る情報提供
-------------	---	---

※6 学校司書連絡会（月1回）にて情報交流・研修を実施し、スキルアップを図った。

③枚方市立図書館第4次グランドビジョンにおける子ども読書活動に係る運営方針

本市では、市立図書館運営に係る中・長期的な運営の方向性を明らかにするため、「枚方市立図書館グランドビジョン」を策定し、同ビジョンに基づき魅力的で効果的・効率的な事業展開を行っています。令和3年（2021年）3月には、「一人ひとりの学びを支え、人と人、まちと未来をつなぐ図書館」をめざす「枚方市立図書館第4次グランドビジョン」（以下「第4次グランドビジョン」という。）を策定しました。

第4次グランドビジョンで示した子ども読書活動推進に係る運営方針は、「子ども読書活動の推進に取り組む図書館」で、子どもたちが心身ともに健やかな成長がとげられるよう、乳幼児期からヤングアダルト期（中高生を中心とする10代）までの成長や年代に応じた読書習慣の定着につなげるため、関係機関等とも連携しながら、保護者への子どもの読書に関する情報提供や学校図書館へのさらなる支援を行うことを明らかにしました。

第4次グランドビジョンでは、この運営方針を具体化するための施策の方向性として、以下の4点を示しており、第4次枚方市子ども読書活動推進計画については、これらを踏まえて策定します。

- a. 家庭における乳幼児期からの子どもの読書活動推進
- b. 児童生徒の読書習慣の定着に向けた学校図書館へのさらなる支援
- c. 子どもの読書活動および学習活動の発表の場の提供
- d. 子どもの読書活動推進ボランティアの育成・支援

4. 現代の子どもをめぐる社会状況と求められる能力の変化

(1) 社会状況の変化

I o T (モノのインターネット) などの I C T 技術の発展や、グローバル化のさらなる広がりによって代表されるように、現代社会は急激に変化しています。

特に I C T 技術は、すばやく正確に物事を処理することはもちろん、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動の一部を人工的に再現することができる A I (人工知能) が登場するなど、日々進歩し続けています。

また、昨今の在留外国人が増加傾向にあること、国籍の多様化傾向にもみられるように、多様な人々が社会的・経済的に国や国境を越えて自由に行き来し交流するグローバル社会の進展も、大きな社会状況の変化と考えられます。

(2) これからの時代を担う子どもに求められる能力

こうした社会に生きている、そしてその未来を担っていく子どもたちは、学力や知識・技能だけではない、A I には苦手分野とされる読解力やコミュニケーション能力などを身につけるとともに、グローバル社会で活躍するために必要な、協調性や主体性、問題解決能力や探求心、自己管理能力や共感性などの能力の育成が求められています。

これらの能力概念は、従来型の能力(学力)に対して、これまで測定対象とならず認知されてこなかった「新しい能力」として注目されています。O E C D (経済協力開発機構) が実施する P I S A 調査(生徒の学習到達度学力到達度調査)は、これまでに獲得した知識・技術を「活用する能力」に重点が置かれた代表的な調査であり、我が国においても、文部科学省、内閣府、経済産業省、厚生労働省、日本経営者団体連盟等が、それぞれの観点で定義を行っています。

この「新しい能力」は「非認知能力」と称され、『非認知能力』の概念に関する考察(平成30年(2018年)3月 日本生涯学習総合研究所)では、日本国内の各機関が提唱する「非認知能力」の定義を考察し直し、それぞれが要求する能力の要素の定義と関連性を体系化、各発達段階において習得が要求される「非認知能力」の要素を概観できる概念図の作成を試みています。

現在、文部科学省が中心となり、国を挙げて子どもたちが身に着けるよう働きかけている「生きる力」は、学力とともに「非認知能力」も含めた概念で、その育成においては、学校だけでなく、家庭や地域(保育所や図書館、子ども関連の行政機関、地域で活躍するボランティア等)が協働して、育成に努める必要があります。

(「生きる力」について)

1996年に文部省(現在の文部科学省)の中央教育審議会が諮問「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」に対する第1次答申の中で、これからの子どもたちには、変化の激しい社会の中であっても、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」や「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」が必要であり、こうした資質や能力を「生きる力」と称し、これらをバランスよく育んでいくことが重要としました。

令和2年度(2020年度)に改訂された「学習指導要領」では、「生きる力」を育むために「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性」、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、そして「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力」の3つの柱を目標として掲げています。

5. 読書が育む子どもの能力と求められる読書環境

(1) 読書により育まれる能力

ここでは、子どものころからの読書により育まれる能力について、先行調査や報告を元に明らかにしていきます。

①子どもの読書活動と学力及び学力以外の能力との関連

ベネッセ教育総合研究所の調査（平成 19 年(2007 年)）によると、本をよく読む子どもは国語と算数の学力が高く、読書と学力に関連があることがわかりました。

同様に、「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）」の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（国立大学法人お茶の水女子大学 平成 26 年(2014 年)）によると、保護者が「子どもに本や新聞を読むようにすすめている」「子どもと読んだ本の感想を話し合ったりしている」「子どもが小さいころ、絵本の読み聞かせをした」家庭の子どもは、国語と算数（数学）の学力が高いことが示されています。

また、成人の読書活動の実態や現在の意識・能力、さらには、子ども（特に中高校生）の読書活動の実態や現在の意識・能力を把握するため実施された、「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」報告書（独立行政法人国立青少年教育振興機構 平成 25 年(2013 年)）では、子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高いと報告されています。

「子どもの読書活動の推進等に関する調査研究」報告書（株式会社浜銀総合研究所 平成 29 年(2017 年)）によると、ふだん学校のある日の 1 日あたりの読書時間と児童・生徒の意識・行動等に関する指標との関連について、特に小学生では広く正の関連性が見られ、高校生でも「論理的思考」などで本を読む生徒のほうが指標の得点が高くなっていることが報告されています。

②子ども読書と読解力

OECD（経済協力開発機構）による国際的な生徒（15 歳児を対象）の学習到達度調査である PISA2018 では、日本の生徒は「読書は、大好きな趣味の一つだ」と答える割合が OECD 平均より高く、読書を肯定的にとらえる傾向があります。さらに、こうした生徒ほど、読解力の得点が高い傾向があると報告されています。

この調査結果では、日本は、数学的リテラシー及び科学的リテラシーは調査開始以降安定的に世界トップレベルを維持していますが、読解力の自由記述形式の問題において、自分の考えを他者に伝えるように根拠を示して説明することに引き続き課題があるとされました。

(2) 読書する子どもの育成のために求められる環境

子どもたちが読書に親しむことができる環境について、子どもの生活に密接にかかわる「家庭」「地域」「学校」の 3 つの環境に焦点をあて、それぞれどのような読書環境が求められているのかについてお示しします。

①家庭内の読書環境の充実

「親と子の読書活動等に関する調査研究」報告書（日本経済研究所 平成 16 年度(2004 年

度))では、保護者が本好きで、多く本を読むほど、子どもも本が好きになる傾向が示されています。

また、「家庭内に本をたくさん置く」「図書館に連れていく」を実施している家庭では、実施していない家庭と比べ、子どもが本好きである比率が5ポイント以上高いことや、読み聞かせをしている期間が長いほど、子どもが1か月間に読む本の冊数が多いことも同報告書で明らかにされています。

このように、本がある家庭、本好きな保護者が子どもに読み聞かせを行い、図書館に行く習慣がある家庭環境が、子ども読書活動の推進にとって望ましい環境と言えます。

②地域における読書環境の充実

乳幼児の育成に携わる地域の保育所や幼稚園等における子ども読書活動推進の取り組みは、家庭内での子どもの読書習慣や保護者による子どもへの読み聞かせ習慣を最初に育む時期であることを踏まえた、丁寧な取り組みが求められています。また、留守家庭児童会室における小学生向けのおはなし会なども、子どもの読書習慣の育成に寄与するものとして、実施が求められています。

また、行政サービスだけでは手が届かない、きめ細やかな各地域でのおはなし会などの実施については、読書ボランティアが担っているため、本市全体の子どもの読書環境のさらなる充実の観点から、読書ボランティアの活動は重要であり、今後もその育成を継続的に行っていくことが求められています。

③学校の読書環境の充実

「子どもの読書活動の推進等に関する調査研究」報告書（株式会社浜銀総合研究所 平成29年（2017年））では、教職員に対する読書に関する研修を行っている学校のほうが、小学生・中学生・高校生とも不読率が低くなっています。

また、学校司書の配置、学校図書館の充実、読書週間等に校内でイベントやコンクールを実施する、一斉読書の時間を多く確保することで、子どもの読書量が増えていることも合わせて読み取ることができます。

このように、学校においては、学校司書の配置を含む充実した学校図書館の環境を整備し、読書週間イベントの実施や一斉読書の時間を多く確保するなど、ソフト・ハード両面での読書に係る取り組みが求められています。

④図書館の読書環境の充実

地域の図書館には、豊富な児童書と子どもの読書活動に精通した専門的なスタッフという子どもの読書活動を推進できる多くの資源があり、読書する子どもの育成において地域の図書館が担うことが可能な役割は大きく、図書館単体として子ども向けのサービスを実施するだけでなく、家庭や学校における読書環境の充実に向けた支援や読書ボランティアの育成など、子ども読書活動推進全体の中心的な役割を担うことが求められています。このように図書館が求められる役割は多岐にわたり、子ども読書活動推進全体に関わることから、本来図書館は地域の中の施設ですが、本計画においては、個別に読書環境の充実策について検討します。

(3) 読書に関するめざす姿と発達段階ごとの特徴

以下は「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(大阪府教育委員会 令和3年(2021年)3月)中の「発達段階ごとの特徴と取組の柱」を再構成したものです。本市においても以下を踏まえた子ども読書活動の推進が求められています。

めざす姿	乳幼児期	小学生	中学生	高校生
・文字やことばを知る ・ことばを聞き取る	・生後4か月頃からまわりの大人の読み聞かせを通して、少しずつ様々なことばを知ることができます。そして、もの・場面・絵を結びつけていきます。	・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、語彙の量が増え一人で本を読むことができるようになります。はじめます。 ・中学年になると、更に語彙の量が増え、推測しながら文意をつかむことができます。	・多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。 ・自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。	・読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。
・本で物語を楽しみたい ・本で何かを知りたい、調べたい	・子どもと触れ合いながら絵本で読み聞かせをすることにより、絵本に興味を示すようになります。 ・4歳頃から、文字に興味を示すこと等により、自分で本を読もうとするようになります。	・友達や家族、学校の先生など身近な人からの影響が大きく、身近な人に勧められた本に興味を持ちます。 ・アニメや漫画の原作や関連の本にも興味を示すようになります。	・大人との関係よりも、友人関係に自ら強い意味を見出す時期であるため、友達から紹介された本や、ドラマや映画の原作や関連の本に興味を示すようになります。	・中学生の時期より、インターネットやメディアなどの影響を受けやすくなり、SNSや、インターネットで気になった本に興味を示すようになります。 ・自分が好きな作家の本に興味を示すようになります。
・新しい本と出会う ・本と出会う	・まわりの大人が、子どもの反応を見ながら、読書環境を提供することにより、子どもが楽しいと思う本と出会うことができます。 ・子どもの身近なものや食べる・寝るといった動作などの本に興味を示すようになります。	・生活の身近な場所である家や、学校・地域の図書館で本を選ぶ傾向にあります。	・行動範囲が広くなり、本屋で、本を選ぶ傾向がある一方で、図書館で本を選ぶことが少なくなる傾向があります。	・中学生の時期より更に行動範囲が広がり、中学生の時期と同様に本屋で本を選ぶ傾向にあります。 ・インターネットを利用して、本を探したり、選んだりすることもあります。
・自ら好きな時に自由に本を読む	・子どもが手の届く場所に本がある読書環境の中で、子どもは、自分が読みたい本について、まわりの大人に読み聞かせをせがんだり、自分で繰り返し読もうとします。	・自ら沢山の本を読むようになっていきますが、中学年になると、個々の状況により読書活動に差がでてくる場合があります。 ・子ども一人一人の読む力に応じて読書量や読書の種類に変化が生じます。	・中学生の時期では、部活動や塾など、高校生の時期になると、部活動や塾に加えてアルバイトなどにより、読書をする時間がないという傾向が顕著に現れはじめ、読書から離れる子どもが多くなります。 ・読書活動を継続している子どもは、学校の休み時間を使って本を読んだり、自分が読みたいときに、スキマ時間を使って本を読んだりします。	
・本の内容を読みとる ・必要な情報を活用する	・絵本の絵で想像力を育てたり、読み聞かせで聞いたことばを真似したり、ごっこ遊びをすることで、自分の感動を自分のことばで表現することの楽しみを感じるようになります。	・文字で表された場面や情景をイメージするようになります。 ・課題解決のための読書活動を通して読解力や発表力が育まれていきます。	・中学生の時期・高校生の時期の多様な読書活動を通して、理性と感性が磨かれるとともに、社会生活で必要となる相手の言葉を理解し、自分の気持ちを的確に伝える語彙力を育むことができるようになります。 ・多角的な視野で世界を認識する力が育まれていきます。 ・知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことができるようになります。	

(参考) 上記は「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(大阪府教育委員会 令和3年(2021年)3月)中の「発達段階ごとの特徴と取組の柱」を再構成

6. 本市における子ども読書活動の現状と課題

(1) 本市における子どもの読書活動の現状とアンケート結果から読み取れる課題

①読書アンケートの実施状況

本市における子どもの読書状況の把握と第4次枚方市子ども読書活動推進計画策定の参考とするため、「読書アンケート」を実施しました。その概要は以下のとおりです。

a. 期間：令和3年6月10日（木）から7月15日（木）

b. アンケート手法：

児童・生徒・保護者とも、スマートフォン・タブレット端末を活用。

ただし、高校1校は、学校の希望により生徒・保護者ともアンケート用紙（紙）を活用して調査を実施。

c. アンケート対象

- 保育所・幼稚園では5歳児クラスの保護者
- 小学校では2年生と5年生（各中学校区に1校）の児童及びその保護者
- 中学校では2年生（全中学校）の生徒及びその保護者
- 高等学校では2年生（協力のあった5校）の生徒及びその保護者

d. アンケート回収率

	児童・生徒			保護者		
	対象人数	回答者数	回収率	対象人数	回答者数	回収率
合計	7,593 人	3,440 人	45.3%	8,005 人	1,737 人	21.7%

②本市における子ども読書活動の主な傾向と課題（アンケート結果から）

	主な傾向	課題
子どもへの質問から	● 年齢が高くなるほど、本好きが減少し一定期間に読む本の量も減少する	各年齢の不読率を減少させるとともに、ヤングアダルト層の読書習慣・読書量を維持・向上させる
	● 年齢が高くなるほど、地域の図書館を利用しない子どもが増加する ● 地域の図書館を頻繁に利用している子どもは学校図書館も頻繁に利用する ● 地域の図書館を頻繁に利用している子どもほど、一定期間に読む本の量が多い	ヤングアダルト層を含む子どもの図書館利用（地域・学校）を増加させる
	● 年齢が高くなるほど、「紙の本を読む」子どもが減少し、「電子書籍を読む」子どもが増加するが、高校生でも「電子書籍を読む」は約 17%にとどまっている ● 紙の本をよく読む子どものほうが、電子書籍をよく読む子どもよりも本を読む量が多い	・紙の本、電子書籍ともに利用促進に取り組む ・電子書籍は、コロナ禍以降の新しい生活様式に合わせた三密の回避が可能な読書ツールとしても周知する
保護者への質問から	● 保護者が日常活字を読まない場合、活字を読む他の保護者と比較して、子どもも本を読まない比率が高い ● 保護者が本好きであるほど、子どもも本好きである比率が高い ● 保護者が一定期間内に多く本を読んでいるほど、子どもも読む本の量が多い ● 保護者の図書館利用が多いほど、子どもの図書館・学校図書館利用も多い	読書習慣があり、本好きで、多く本を読む保護者や大人を増加させる
	● 子どもの現在の年令に関わりなく、読み聞かせについて、保護者は約 40～50%が「よくしていた（いる）」、約 40～50%が「ときどきしていた（いる）」と回答している ● 子どもの現在の年令に関わりなく、子どもが幼児期（3～6歳）までは半数以上の保護者が読み聞かせを実施しているが、その後減少し、小学校高学年以降はほぼ実施していない ● 読み聞かせの頻度が高いほど、子どもが一定期間内に本を読む量が多い	読み聞かせの効用の周知を図り、読み聞かせを行う保護者や大人を増加させる
	● 保護者に小学校低学年または高学年まで読み聞かせをしてもらっている（いた）子どもは、一定期間内に本を読む量が多い ● 子どもが自分で絵本を読んでいる（いた）頻度が高いほど、一定期間内に本を読む量が多い	子どもが自分で絵本を読む習慣が身に付けられるよう、保護者に対する啓発を行う

③こんな図書館ならもっと利用したいと思う図書館はどんな図書館か（自由記述から）

(1) 児童・生徒の回答

	もっと利用したいと思う図書館	回答数
a.	新しくきれいな本や、様々な種類の本が豊富に揃っている	975
	・本がいっぱいある図書館 ・たくさんの種類の本がある図書館 ・本が綺麗 ・新刊がたくさんある図書館や、話題になった本が読みたいって思った時に読める図書館 ・面白い本がたくさんある図書館 など 特に「漫画がたくさん置いてある図書館」など漫画をもっと置いてほしいという意見が305件と多かった	
b.	ゆったり落ち着いた空間。明るく清潔感があり、きれいな図書館	405
	・きれいな図書館 ・ゆっくり本を探せるところ ・綺麗で通いやすい図書館 ・ゆっくり本を読んでいれる図書館 ・ゆったりとリラックスできる場所がある図書館 ・落ち着く椅子やハンモックがある ・落ち着いた雰囲気 of 図書館 ・明るい雰囲気 ・絨毯の上に座って読める場所があったらいい ・種類が豊富でみんながのんびりできる図書館 など	
c.	利便性が高い	292
	(1) アクセスがよい ・家の近くで、本がかりれたらうれしい ・大きい図書館が近くにほしい など (2) 開館時間が長い ・朝早くから開いていて、夜遅くまで開いている図書館 ・放課後の開館を増やしてほしい (3) 本の検索のしやすさ ・読みたい本がすぐに見つかる ・読みたい本を探すのが大変だから、もっと分かりやすくなったら図書館を使いたいと思う (4) インターネット環境について ・WiFi 使用可能 ・インターネット環境が整っている ・パソコンとかも使える図書館	
d.	自習室や個室がある。気軽に話してもいいスペースがある。	136
	・勉強ができて静かな図書館 ・自習スペースがある図書館 ・周りの声などを気にせずに個人で本を読めるスペースがある図書館 ・喋ってもいい場所がある図書館 ・会話ができる図書館 ・友達や家族と一緒に読んでいても、特に他の人が気にならないスペース など	
e.	カフェなどが併設されている。飲食可能な図書館	68
	・パソコンなどが自由に使える カフェスペースがある ・無料ドリンクバー付きの図書館 ・ドリンクバーの付いている図書館 ・図書館の隣にカフェがあれば利用したい など	
f.	イベント・行事が開催されている	62
	・本をたくさん読んだら何か景品がもらえる図書館 ・読み聞かせがある図書館 ・ナゾときができる図書館 ・友達や班みんなと1ヶ月に1回好きな本について交流したい ・本を借りるとポイントが付くような図書館 ・本にQRコード等があって、読み込んだら「見れる・投稿できる」のような、本を読んだ人の感想や口コミを投稿できたりするようなサービスがあると面白いと思う など	

	もっと利用したいと思う図書館（続き）	回答数
g.	司書や図書館スタッフのおすすめや、特集コーナーがある、気軽に相談できる雰囲気	58
	・おすすめの本を紹介してくれる図書館 ・自分にあった本の紹介をしてくれる図書館 ・図書館の人がやさしい ・親切に対応してくれる図書館 ・種類が多くておすすめの本などがたくさん置いてある図書館 ・図書館の人に質問しやすい ・リクエストに積極的に応えてくれる図書館 など	
h.	子どもが使いやすい図書館	20
	・子どもが騒いでもいい部屋がある図書館 ・おもちゃが置いてある図書館 ・子ども専用の図書館がいい ・楽しい図書館 など	
i.	電子書籍が貸出できる	13
	・自分のタブレットで本のQRコードを使って本を読みたい ・電子書籍も取り入れた図書館 ・電子書籍を読むところが欲しい ・iPadで貸し借りが出来る電子書籍がある図書館 など	

(2) 保護者の回答

	もっと利用したいと思う図書館	回答数
a.	新しくきれいな本や、様々な種類の本が豊富に揃っている	288
	・新刊が多い ・本の種類が多い図書館 ・絵本も専門書も豊富に揃っている ・蔵書数が多い ・新刊がすぐに読める図書館 ・本がボロボロになっていない ・本のジャンルが豊富かつシリーズ物は全て置いてある図書館 など	
b.	利便性が高い	232
	(1) アクセスがよい ・家から近くて行きやすい場所にある ・駅の近くにあるといい ・交通の便が良く、駐車場が広い など (2) 開館時間が長い ・遅くまで開いていて、休館日が少ない図書館 (3) 館内レイアウトについて ・借りたい本がを見つけやすい ・読みたいと思う本がを見つけやすい(検索しやすい) (4) 返却しやすい ・返却ポストがもっと色々な場所に設置されていたら、利用しやすい	
c.	ゆったり落ち着いた空間。明るく清潔感があり、きれいな図書館	226
	・清潔感のある図書館 ・明るく広々とした屋外でも本を読める図書館 ・本を読むスペースの充実 ・座り心地の良いソファ席がゆったりと置いてある ・落ち着いた読める椅子や芝生広場や森の中みたいな装飾の図書館 など	
d.	カフェなどが併設されている。飲食可能な図書館	122
	・カフェ併設 ・喫茶店の機能も兼ね備えた図書館 ・飲食自由な図書館 ・カフェ併設で図書館の本が読めたり、そこで自習できたりする図書館 ・フードコートが隣接された図書館なら、昼をまたいで利用したい など	
e.	子どもが利用しやすい図書館	77
	・親子スペースがあるといいと思う。図書館は静かで子ども連れだととても気を遣う。子供と楽しく本が読めたらいいと思う。 ・子どもにわかりやすく本の紹介がされている図書館 ・机や椅子が沢山あって、自分の子どもに読み聞かせが出来るスペースがある図書館 など	

	もっと利用したいと思う図書館（続き）	回答数
f.	自習室や個室がある	65
	・勉強スペースがある 小声ならしゃべっても大丈夫な自習室 ・大人向けには静かなスペース、小さい子どもには楽しく本を読めるスペースがある ・個室があって、一人でゆっくり読める環境がある図書館 など	
g.	司書や図書館スタッフのおすすめや、特集コーナーがある	56
	・低学年向けの本のコーナーや高学年向けのコーナーなど図書館側からのおすすめの本、読んで欲しい本などのコーナーがあると興味が湧きやすく親としてもこんな本を読ませたらいいいんだという情報にもなる ・読みたい本を伝えたらアドバイスをしてもらえる図書館 ・年齢別におすすめの本がわかると良いと思う ・電子図書の充実 など	
h.	イベント・行事が開催されている	22
	・子供が喜ぶイベント(館内絵探し、スタンプカード、おすすめ紹介カード)等本を読めば景品が貰えたり、カードが貰えたり。本以外でも楽しめるイベントがあれば、もっと図書館に行きたい。 ・ビデオの上映会がある ・学校や学年に応じたワークに繋がるイベントを盛り込んだ図書館になると本離れしている子ども達に興味を湧くのでは？ など	
i.	電子書籍が貸出できる	17
	・紙の本も好きだが、学校タブレットで自由に見れる絵本があると、毎日の寝る前の読み聞かせの幅が広がるので嬉しい ・電子書籍の貸し出しがあれば、予約の集中してる本を待たなくてもいいかなと思う ・衛生面も気になるので、デジタル化された図書館に興味がある。タブレットで読めると興味の幅も広がってくれると思う	

（２）配慮すべき社会状況を踏まえた課題

①コロナ禍以降の新しい生活様式への対応

コロナ禍以降の新しい生活様式においては、いわゆる「三密（密集・密接・密閉）」の回避が基本的に求められます。

本市においては、三密を回避しながら読書を可能にする、電子書籍（ひらかた電子図書館）を令和３年（2021 年）７月から導入しました。今後は子ども向けの電子書籍の充実を図ることにより、コロナ禍以降の新しい生活様式に対応した、図書館サービスを推進する必要があります。

②読書バリアフリー法などを踏まえた多様な読書のバリアフリーの取り組みの推進

本市では、従来、全国に先駆け、公共図書館における障害者サービスの充実に取り組んできましたが、令和元年（2019 年）６月に読書バリアフリー法が施行されたことを踏まえ、さらなる子ども向けの多様な読書のバリアフリーの取り組みを推進する必要があります。

③SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みの推進

SDGs（持続可能な開発目標／Sustainable Development Goals）は、平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで採択された令和 12 年(2030 年)までの国際目標です。この目標は、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成されています。ここでは、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本市でも、子ども読書活動を通じた、SDGs 達成に向けた取り組みを推進する必要があります。

（子ども読書活動に関連の深いゴール）



4 質の高い教育をみんなに



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリシップで目標を達成しよう

（参考／17のゴール）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（上記ロゴは、国際連合広報センターWEB サイトより転載）

7. 本市におけるこれからの子ども読書活動推進の基本的な考え方

(1) 基本目標

ここまで、不読率をゼロに近づけることを目標に進めてきた第3次計画の成果と課題や、「子ども読書活動の推進に取り組む図書館」を運営方針の一つとして、施策の4つの方向性を定めた第4次グランドビジョンなどのこれまでの取り組みについて説明してきました。また、さらなるAIの進化やグローバル化の進展が予想されるこれからの社会を、子どもたちが生き抜いて行くためには、これまでのように学力を身に付けるだけでは不十分で、「生きる力」の育成こそが求められている中で、読書は子どもの学力だけでなく、「生きる力」の育成にも貢献するという研究成果や、年齢が上がるとともに読書離れが進む本市の子どもの読書活動をめぐる現状、また、コロナ禍以降の新しい生活様式への対応や読書のバリアフリーの取り組みの推進も必要であることなどを明らかにしてきました。

以上を踏まえ、本市における子ども読書活動を、今後も効果的・効率的に推進していくため、国や大阪府が示す発達段階や、家庭・地域・学校という子どもの生活の場に応じた取組の方向性を基礎としながら、次のとおり基本目標を定めます。

基本目標

読書が子どもの「生きる力」の育成に効果的であることを踏まえ、すべての子どもが読書習慣を身に付け、より多くの本を自発的かつ継続的に読むようになるよう、家庭・学校・地域が連携・協働して、発達段階に応じた子ども読書活動の環境づくりに取り組みます

(2) 基本方針

基本目標を踏まえ、子どもの生活の場である家庭、地域、学校と、それらの場すべてに関わる図書館、それぞれの場における取り組みについて、以下のとおり基本方針を定めて、子どもの各発達段階に応じた読書活動を推進します。

〔基本方針1〕 家庭における子ども読書活動の推進

家庭は、子どもにとって生活の基本の場であり、読書に親しむ初めての場になります。保護者が子どもの成長に合わせて読み聞かせをしたり、本を通してふれあいを持てるよう、プレママ・プレパパを含む乳幼児期からの家庭での読書活動の推進に取り組みます。

〔基本方針2〕 地域における子ども読書活動の推進

地域は、子どもにとって日常生活を過ごす身近な場所です。地域の様々な場において、子どもが本に親しむことができるような環境づくりが、家庭での読書にもつながります。子どもの発達段階に応じて、行政全体が連携して子どもの読書活動の推進に取り組むとともに、子どもと本をつなぐ読書活動推進ボランティアとの協働を進めます。

〔基本方針3〕 学校における子ども読書活動の推進

学校は、子どもにとって自発的な読書習慣の確立、言語能力や読解力の向上を培うための大切な場です。学校において計画的な読書活動の実施および授業における学校図書館の活用を取組を進め、地域および図書館等と連携して、子どもの読書活動推進に取り組みます。

〔基本方針 4〕図書館における子ども読書活動の推進

図書館は、子どもが読書を楽しみ、多種多様な資料を通して知的好奇心を喚起させる場です。発達段階に応じた資料を備えるとともに、家庭に向けての啓発、地域および学校と連携をしながら、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

（３）成果指標

これまで見てきたように、読書習慣があり、たくさん本を読む子どもは、学力が高いと同時に、「生きる力」も身に付けていることがわかっています。これからの社会を生き抜いて行く、「生きる力」のある子どもを育成するためには読書が効果的であり、読書習慣があり、しかもたくさん本を読む子どもをより多く育成していくことが必要です。

このように、日常的に読書する子どもの育成は、子どもの「生きる力」の育成につながる重要な課題ですが、これは家庭・学校・地域における個々の取り組みで達成されるものではなく、それぞれが緊密に連携しながら、子ども読書に係る取り組みを総合的に推進することで実現されます。

したがって、成果指標については、以下の「８．子ども読書活動推進の具体的な取組み」に示す個別の取り組みを通じて、子ども読書活動を総合的に推進することで得られる以下の成果項目を対象に指標とします。

	成果項目	めざす成果（指標）	
		小学生	中学生
1	1日のうち、全く読書をしない子どもを減少させる	24.0%（注7） （小学6年生）	37.4%（注7） （中学3年生）
2	1週間に1冊以上本を読む子どもを増加させる	80%以上（小学5年生）	50%以上（中学2年生）

（注7）これまでの全国学力・学習状況調査において、本市では「1日のうち、全く読書をしない子ども」の比率が小学生・中学生とも全国平均値を上回る状況が続いています。全国平均値を下回る数値まで下げるためには、相当な努力が必要です。したがって、めざすべき成果として、令和3年度(2021年度)調査の全国平均の比率を目指す成果（指標）とします。

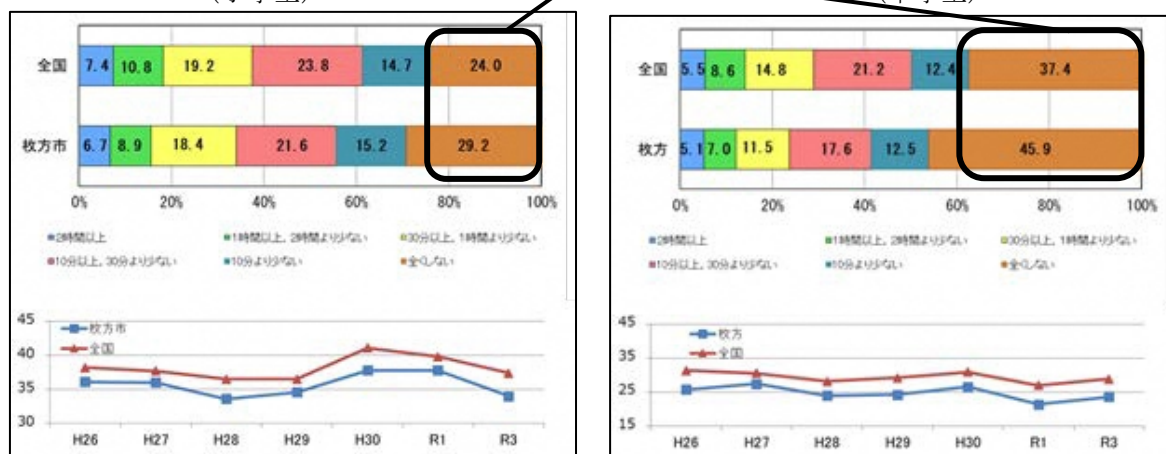
(めざす成果の根拠)

(1) 1日あたりの読書時間

(小学生)

1日のうち、全く読書をしない子どもの比率

(中学生)



(注) 折れ線グラフは30分以上読書する割合(上が全国で、下が枚方市)

(令和3年度 全国学力・学習状況調査 一児童・生徒質問紙調査より 枚方市教育委員会)

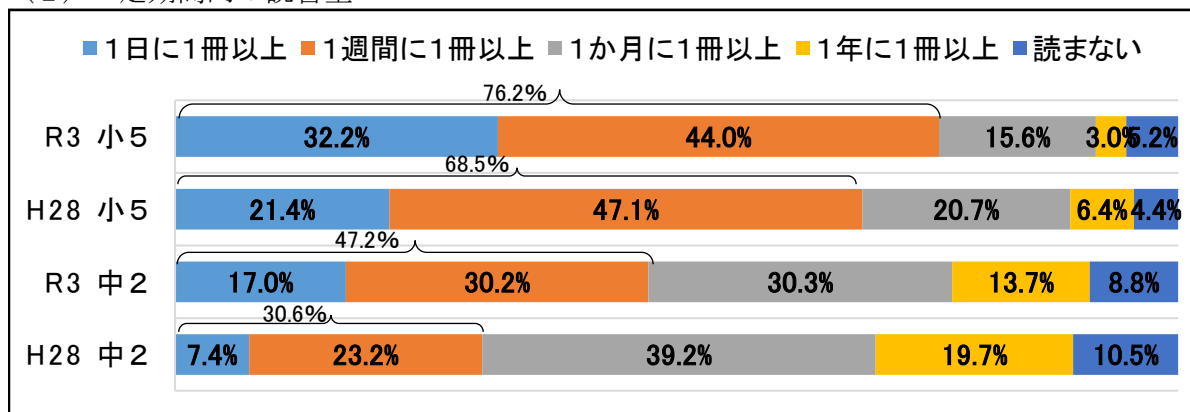
(参考) 近年の「1日のうち、全く読書をしない子どもの比率」の推移

	小学校		中学校	
	枚方市	全国平均	枚方市	全国平均
令和3年度	29.2%	24.0%	45.9%	37.4%
令和元年度	19.9%	18.7%	40.9%	34.8%
平成30年度	23.8%	18.7%	38.3%	32.9%
平成28年度	24.6%	20.6%	42.0%	37.2%

(平成28年度～令和3年度 全国学力・学習状況調査 一児童・生徒質問紙調査より 枚方市教育委員会)

(めざす成果の根拠)

(2) 一定期間内の読書量



(平成28年度及び令和3年度読書アンケート [枚方市立図書館] より)

(4) 子ども読書活動推進のイメージ図

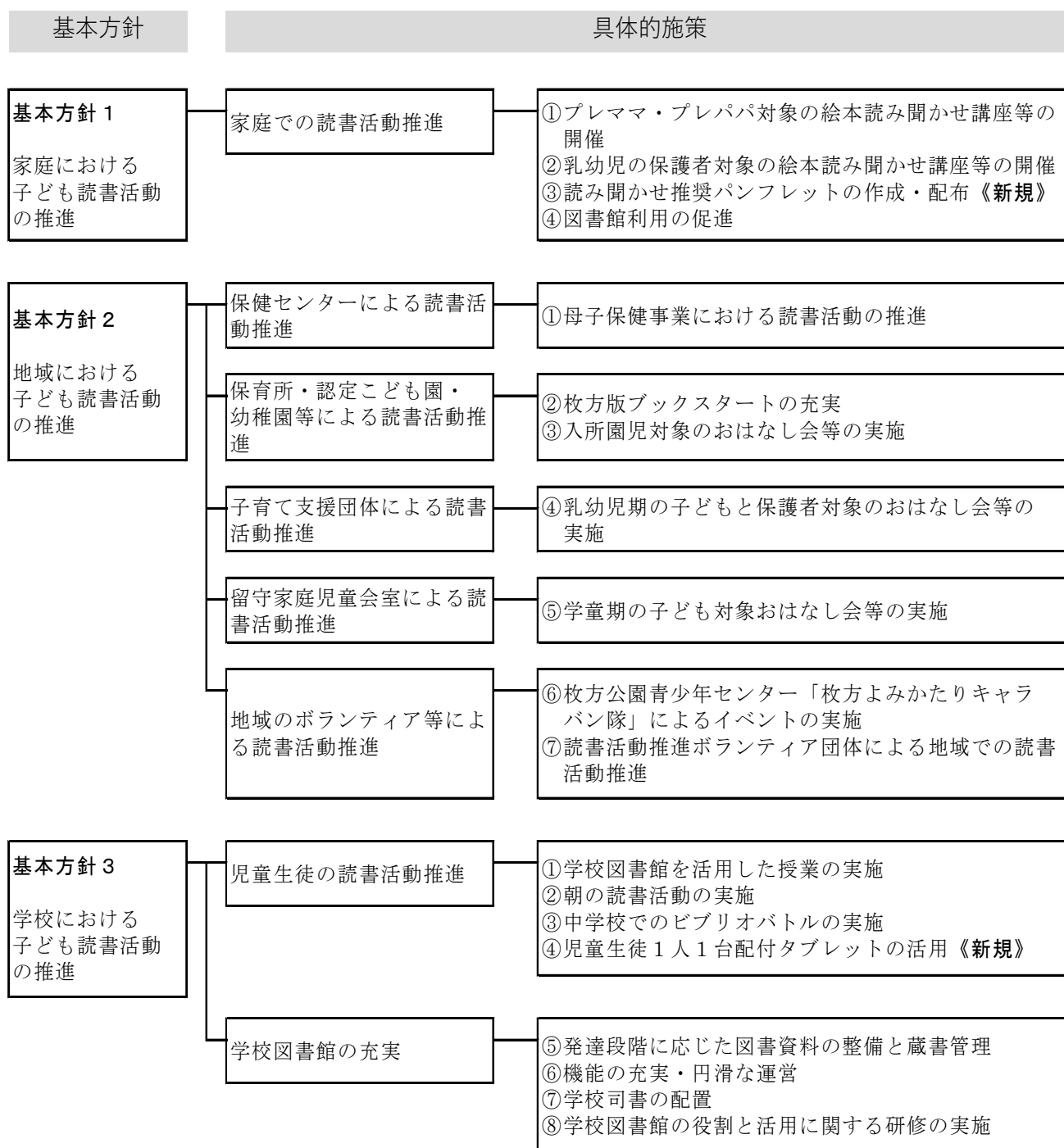
基本目標

読書が子どもの「生きる力」の育成に効果的であることを踏まえ、すべての子どもが読書習慣を身に付け、より多くの本を自発的かつ継続的に読むようになるよう、家庭・学校・地域が連携・協働して、発達段階に応じた子ども読書活動の環境づくりに取り組みます。



不読率を減少させ、本をたくさん読む子どもを増加させることにより、子どもの「生きる力」を育成

(5) 子どもの読書活動推進のための取り組み（計画の体系図）



なお、読書のバリアフリーの取り組みの推進については、中央図書館が中心となり、体系横断的に推進します。

基本方針

具体的施策

基本方針 4

図書館における
子ども読書活動
の推進

環境整備

- ①発達段階に応じた図書資料の整備と蔵書管理
- ②子どもの読書コーナーの充実
- ③電子図書館資料の充実と利用促進《新規》
- ④電子申請による利用者登録の実施《新規》

広報の推進

- ⑤ホームページ、SNS等を活用した情報提供
- ⑥児童生徒1人1台配付タブレットを活用した情報提供《再掲》
- ⑦子ども読書活動推進について好事例の発信・共有化《新規》

子ども向け行事の充実

- ⑧年齢に応じたおはなし会の実施
- ⑨読書への導入になるような行事の実施
- ⑩SDG s 関連の行事等の実施《新規》
- ⑪子ども読書活動推進関連イベントの普及

子どもの読書活動および 学習活動の発表の場づくり

- ⑫子ども司書講座等、子どもの主体性を重視した体験型の催しの充実
- ⑬学校と連携した催しの実施

おすすめ本の紹介

- ⑭おすすめ本リストやブックリストの発行

読書バリアフリーの推進

- ⑮多様な形態、多様な言語の図書資料の整備
- ⑯啓発事業の実施
- ⑰手話で楽しむおはなし会・多言語で楽しむおはなし会の実施
- ⑱病院への配本事業
- ⑲電子図書館の利用促進《新規再掲》

保護者等への普及啓発

- ⑳保護者等対象の講座の実施
- ㉑保護者等対象の啓発パンフレット作成《新規再掲》

地域との連携

- ㉒地域の子どもの関わる施設・団体への団体貸出の充実
- ㉓地域と子どもの関わる施設・団体と連携したおはなし会等の実施

市民との協働

- ㉔子どもに本を届ける事業
- ㉕読書活動推進ボランティアの養成講座の実施
- ㉖読書活動推進ボランティア交流会およびスキルアップ講座の実施
- ㉗読書活動推進ボランティアと連携した図書館でのおはなし会の実施
- ㉘読書活動推進ボランティアへの団体貸出の実施

学校図書館との連携

- ㉙団体貸出の充実
- ㉚学校司書の育成および支援
- ㉛学校図書館システムの技術的支援
- ㉜学校との連携事業（おはなし会等の実施）
- ㉝英語多読資料の利用促進《新規》
- ㉞私立小中学校との連携
- ㉟私立高等学校との連携

職員の人材育成

- ㊱子どもと本を結ぶ技術・知識の習得と向上に関する研修の実施
- ㊲子どもの発達段階と読書に関する研修の実施

8. 子ども読書活動推進の具体的な取り組み

(1) 具体的な取り組み

基本方針1 家庭における子ども読書活動の推進

【家庭での読書活動推進】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
1-①	プレママ・プレパパ対象の絵本読み聞かせ講座の開催	プレママ・プレパパを対象に、絵本を通じて親子が触れ合うことの大切さを伝えるとともに、おすすめの絵本等を紹介して、家庭で本に親しむきっかけづくりに取り組みます。	中央図書館	●				
1-②	乳幼児の保護者対象の絵本読み聞かせ講座等の開催	乳幼児と保護者を対象に、絵本の読み聞かせ講座等を開き、家庭で読書を楽しむ習慣をつくるきっかけづくりに取り組みます。	中央図書館	●	●			
1-③	《新規》読み聞かせ推奨パンフレットの作成・配布	乳幼児向けの絵本を紹介した冊子「あかちゃんといっしょにはじめてのえほん」を関係機関に配布するとともに、新たに読み聞かせを推奨するパンフレットを作成して、啓発普及を図ります。	中央図書館	●				
1-④	図書館利用の促進	家族で図書館や地域のおはなし会等に出かけて、読書を楽しむ習慣づくりを呼びかけます。また、家読（うちどく）の周知を図ります。	中央図書館	●	●	●		

基本方針2 地域における子ども読書活動の推進

【保健センターによる読書活動推進】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
2-①	母子保健事業における読書活動の推進	母子保健事業の機会に、乳幼児おすすめ絵本リーフレット等を配布し、子どもに絵本の楽しさを伝えるとともに読書に対する保護者の関心を高めることに取り組みます。	地域健康福祉室 母子保健担当(保健センター)	●	●			

【保育所・認定こども園・幼稚園等による読書活動推進】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
2-②	枚方版ブックスタートの充実	1歳の誕生月の子どもを対象に保育所（園）で読み聞かせを行い、絵本を1冊プレゼントする「枚方版ブックスタート」を通して、子どもに絵本の楽しさを伝えるとともに読書に対する保護者の関心を高め、参加比率の向上を図ります。また、「枚方版ブックスタート」について、新たに図書館での乳幼児向けのおはなし会や「ふれあいルーム」でのアナウンス及びチラシの設置等により、周知を図ります。	私立保育幼稚園課／中央図書館	●	●			

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
2-③	入所園児対象のおはなし会等の実施	子どもと本をつなぐために、保育所・認定こども園・幼稚園等でのおはなし会を実施するとともに、図書館の団体貸出制度を活用して子どもが本にふれる機会をつくります。	私立保育幼稚園課	●	●			

【子育て支援団体による読書活動推進】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
2-④	乳幼児期の子どもと保護者対象のおはなし会等の実施	図書館集会室等で本とふれあいながら親子の交流を図る「ふれあいルーム」を通して、子どもに絵本の楽しさを伝えとともに読書について保護者の関心を高めます。	私立保育幼稚園課	●	●			

【留守家庭児童会室による読書活動推進】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
2-⑤	学童期の子ども対象おはなし会等の実施	子どもと本をつなぐために、留守家庭児童会室でのおはなし会を実施するとともに、図書館の団体貸出制度を活用して子どもが本にふれる機会をつくります。	教育支援室 放課後子ども担当			●		

【地域のボランティア等による読書活動推進】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
2-⑥	枚方公園青少年センター「枚方よみかたりキャラバン隊」によるイベントの実施	子どもと本をつなぐために、「枚方よみかたりキャラバン隊」等によるよみかたりイベントを実施します。	子ども青少年政策課		●	●	●	●
2-⑦	読書活動推進ボランティア団体による地域での読書活動推進	おはなし会などに必要な図書館資料の団体貸出を行い、読書活動推進ボランティア団体による地域での自主的な活動を支援します。	中央図書館		●	●	●	●

基本方針3 学校における子ども読書活動の推進

【児童生徒の読書活動推進】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
3-①	学校図書館を活用した授業の実施	児童生徒が思考力、判断力、表現力を育成するため、学校図書館を活用した授業の取り組みを進めます。	学校教育室 教育指導担当			●	●	
3-②	朝の読書活動の実施	児童生徒の読書時間を確保するため、朝の読書活動の取り組みを進めます。	学校教育室 教育指導担当			●	●	
3-③	中学校でのビブリオバトルの実施	読書に親しみ、表現力やコミュニケーション力を養うため、中学校において「ビブリオバトル」の取り組みを進めます。	学校教育室 教育指導担当 ／中央図書館				●	
3-④	《新規》 児童生徒1人1台配付 タブレットの活用	児童生徒の読書活動および学習活動において、1人1台配付しているタブレットの有効活用を図ります。	学校教育室 教育研修担当 ／教育指導担当			●	●	

【学校図書館の充実】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
3-⑤	発達段階に応じた図書資料の整備と蔵書管理	発達段階に応じた児童書や子どもの読書に関する図書資料を系統的に整備、蔵書管理を行います。	新しい学校推進室/中央図書館/学校教育室 教育指導担当			●	●	
3-⑥	機能の充実・円滑な運営	学校図書館の「読書センター機能」および「学習・情報センター機能」の向上および充実を図ります。また、学校図書館システムを活用して円滑な運営に努めます。	学校教育室 教育指導担当 ／中央図書館			●	●	
3-⑦	学校司書の配置	令和3・4年度の効果検証を行い、学校図書館の有効活用に向けた効果的な学校司書配置に努めます。	学校教育室 教育指導担当 ／中央図書館			●	●	
3-⑧	学校図書館の役割と活用に関する研修の実施	司書教諭、学校司書に対して、学校図書館のあり方や学校図書館の機能充実、学校図書館を活用した授業実践について研修を実施します。	学校教育室 教育研修担当 ／教育指導担当 ／中央図書館			●	●	

基本方針 4 図書館における子ども読書活動の推進

【環境整備】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-①	年齢に応じた図書資料の整備と蔵書管理	年齢に応じた児童書や子どもの読書に関する図書資料を系統的に整備、蔵書管理を行います。	中央図書館		●	●	●	●
4-②	子どもの読書コーナーの充実	親子が一緒に気兼ねなく読書を楽しめる空間を提供するとともに、年齢に応じて子どもの興味や関心を引く書架の表示や図書展示の工夫を行います。また、読書相談、レファレンスを実施します。	中央図書館	●	●	●	●	●
4-③	《新規》電子図書館資料の充実と利用促進	令和3年度より導入されたひらかた電子図書館の児童書や調べ学習などの資料を充実させ、電子図書館の利用促進を図ります。	中央図書館		●	●	●	●
4-④	《新規》電子申請による利用者登録の実施	利用登録について、インターネット上で登録を完結できるシステムを導入します。	中央図書館		●	●	●	●

【広報の推進】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-⑤	ホームページ、SNS等を活用した情報提供	図書館ホームページ等で、おすすめ本や各種催しを掲載し、図書館利用の促進を図ります。	中央図書館	●	●	●	●	●
4-⑥	《新規再掲》児童生徒1人1台配付タブレットの活用	市内の児童生徒へ配付しているタブレットに、図書館発行のブックリストや図書館だよりなどを配信するよう学校との連携を図るとともに、児童生徒の読書への関心を高め、図書館利用の促進を図ります。	中央図書館			●	●	
4-⑦	《新規》子ども読書活動推進について好事例の発信・共有化	子ども読書活動推進の取組みについて好事例をホームページ等で発信して共有化を図り、相乗効果を高めます。	中央図書館	●				

【子ども向け行事の充実】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-⑧	年齢に応じたおはなし会の実施	対象年齢に応じた読み聞かせや手遊びなどを取り入れたおはなし会を定期的を実施し、子どもに読書の楽しさを伝えるとともに、周囲の大人の関心を高めるよう取り組みます。	中央図書館		●	●		
4-⑨	読書への導入になるような行事の実施	季節の催しや「こどもの読書週間」にあわせた行事、各種イベントを開催し、子どもに読書の楽しさを伝えるとともに、子どもの読書に対する周囲の大人の関心を高めるよう取り組みます。	中央図書館	●	●	●	●	
4-⑩	《新規》SDG s 関連の行事等の実施	SDG s の達成に向けて、特集コーナーの設置や行事、図書リストの作成等、普及および啓発に取り組みます。	中央図書館	●	●	●	●	●
4-⑪	子ども読書活動推進関連イベントの普及	「子ども読書の日」(注8)やOSAKA PAGE ONEプロジェクト(注9)等の周知を図ります。	中央図書館	●	●	●	●	●

(注8) 子ども読書の日：2001年に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日は「子ども読書の日」と定められた。

(「国立国会図書館 国際子ども図書館」HPより)

(注9) OSAKA PAGE ONEプロジェクト：平成28年度、大阪府教育委員会は、OSAKA PAGE ONEプロジェクトとして、子どもたちの読書率の向上をめざし、月に1回読書を楽しむ日を「PAGE ONEの日」と定めた。

【子どもの読書活動および学習活動の発表の場づくり】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-⑫	子ども司書講座等、子どもの主体性を重視した体験型の催しの充実	子どもが主体的に参加して、図書館や読書に親しむ体験ができるよう、各種ワークショップ的な催しの充実を図ります。	中央図書館			●	●	
4-⑬	学校と連携した催しの実施	小中学校と連携して、朗読大会、中学生の調べ学習コンクール(注10)、中学生のビブリオバトル(注11)等の催しを開催します。	中央図書館			●	●	

(注10) 調べ学習コンクール：知的好奇心、情報リテラシー、読解力、思考力、言語力が磨かれる学びである調べ学習のコンクール。地域の図書館や教育委員会が主催するものと、図書館振興財団が主催する「図書館を使った調べる学習コンクール」がある。

(注11) ビブリオバトル：京都大学から広まった、本の紹介コミュニケーションゲームのこと。

知的書評合戦ともいう。「人を通して本を知る、本を通して人を知る」をキャッチコピーに日本全国に広がっている。(「知的書評合戦ビブリオバトル公式サイト」より)

【おすすめ本の紹介】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-⑭	おすすめ本リストの発行やSNS、動画などの活用	対象年齢別(小中高生・子どもの本に関わる大人等)におすすめ本リストや、おはなし会などの活動の充実に向けたブックリストなどを発行します。また、SNSや動画など、子どもに身近な媒体を活用して読書の関心を高めるよう取り組みます。	中央図書館		●	●	●	●

【読書バリアフリーの推進】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-⑮	多様な形態、多様な言語の図書資料の整備	多言語の絵本や図書資料、また点字資料やデイジー、大活字本など、多様な形態、多様な言語の図書資料を収集し、整備を図ります。	中央図書館		●	●	●	●
4-⑯	啓発事業の実施	「世界のバリアフリー児童図書展」や「バリアフリー資料展」の開催など、読書のバリアフリーの周知に努めます。	中央図書館		●	●	●	●
4-⑰	手話で楽しむおはなし会・多言語で楽しむおはなし会の実施	手話での絵本の読み聞かせや、多言語で楽しむおはなし会を定期的に開催します。	中央図書館		●	●	●	●
4-⑱	病院への配本事業	院内学級および病児保育施設に定期的に配本を実施します。	中央図書館		●	●	●	
4-㉑	《新規再掲》 電子図書館の利用促進	子ども向けの電子書籍を充実させるとともに、紙資料の利用が困難な子どもへの利用促進を図ります。	中央図書館		●	●	●	●

【保護者等への普及啓発】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-⑳	保護者等対象の講座の実施	1-①、1-②を再掲	中央図書館	●	●			
4-㉑	《新規再掲》 保護者等対象の啓発パンフレット作成	1-③を再掲	中央図書館	●				

【地域との連携】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-㉒	地域の子どもに関わる施設・団体への団体貸出の充実	保育所（園）、認定子ども園や幼稚園、留守家庭児童会等への団体貸出の充実を図ります。	中央図書館		●	●		
4-㉓	地域の子どもに関わる施設・団体と連携したおはなし会等の実施	留守家庭児童会等と連携しておはなし会等を実施します。	中央図書館		●	●		

【市民との協働】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-②④	子どもに本を届ける事業	ふるさと寄附金や、市民から譲り受けた寄贈図書のうち図書館資料として活用しなかった図書の売却益を基金に積み立て、絵本や児童書の購入に活用します。	中央図書館		●	●	●	●
4-②⑤	読書活動推進ボランティアの養成講座の実施	ボランティア養成のため、定期的に読み聞かせやストーリーテリングなどの子どもの読書に関する講座を実施します。	中央図書館					
4-②⑥	読書活動推進ボランティア交流会およびスキルアップ講座の実施	ボランティア同士や図書館職員の情報交換の場として交流会やスキルアップ講座を定期的に開催し、活動充実への支援を図ります。	中央図書館					
4-②⑦	読書活動推進ボランティアと連携した図書館などのおはなし会の実施	図書館施設内で、ボランティアによるおはなし会を開催します。また、保育所（園）などおはなし会を開催してほしい団体と開催できる場所を求めているボランティアとの橋渡しを行います。	中央図書館	●	●	●	●	
4-②⑧	読書活動推進ボランティアへの団体貸出の実施	2-⑦を再掲	中央図書館	●	●	●	●	

【学校図書館への支援】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-②⑨	団体貸出の充実	学校図書館を支援するため、読書支援用図書や調べ学習等に活用する資料の団体貸出の充実を継続実施します。	中央図書館			●	●	
4-③⑩	学校司書の育成および支援	学校司書を支援して、学校司書の専門的な技術・知識の習得および向上に努めます。また、連絡会を開催して情報交換および共有化を図ります。	中央図書館					
4-③⑪	学校図書館システムの技術的支援	学校図書館システムの管理を行うとともに、教職員、学校司書に対して技術的支援を行います。	中央図書館					
4-③⑫	学校との連携事業（おはなし会等の実施）	小学校に対しては学校訪問おはなし会・図書館見学の受入れを、中学校に対しては職場体験の受入れを実施します。	中央図書館			●	●	
4-③⑬	《新規》英語多読資料の利用促進	英語多読用図書を市内中学校へ定期的に配本するなど、利用促進に取り組みます。	中央図書館			●	●	
4-③⑭	私立小中学校との連携	団体貸出制度の案内、ブックリストや行事等のチラシを配布して、連携に努めます。	中央図書館			●	●	
4-③⑮	公私立高等学校との連携	団体貸出制度の案内、ブックリストや行事等のチラシを配布して、連携に努めます。	中央図書館					●

【職員の人材育成】

番号	具体的施策	取り組みの方向	担当課	対象				
				保護者	乳幼児	小学生	中学生	高校生
4-③⑥	子どもと本を結ぶ技術・知識の習得と向上に関する研修の実施	「えほんのひろば」「読み聞かせ」「ストーリーテリング」(注12)「ブックトーク」(注13)「ビブリオバトル」など、読書を喚起するような行事について図書館職員および関係課職員、教職員向けに研修を実施します。	中央図書館					
4-③⑦	子どもの発達段階と読書に関する研修の実施	子どもの発達段階に応じた児童書の選び方や読書について、図書館職員および関係課職員、教職員向けに研修を実施します。	中央図書館					

(注12) ストーリーテリング：物語を覚えて語ること。「おはなし」ともいう。聞き手は視覚情報に頼らず、語り手の声を聞いておはなしの世界を想像する、耳から聞く言葉を通して物語を楽しむことは、活字を読んで具体的にイメージする力を養うことにも結びつく。読書への導入手段としても用いられる。

(注13) ブックトーク：テーマに沿って本を紹介すること。本への興味を喚起する目的を持つ。読書への導入手段として用いられる。

(2) 計画の進行及び進捗管理

毎年度、PDCAサイクルの手法により、継続的に取り組みの改善・見直しを行い、本計画を効果的・効率的に推進していきます。また、計画の進捗管理を行い、その結果を枚方市社会教育委員会に報告するとともに、市ホームページ等で公表します。

併せて、本計画で掲げた具体的施策がすべての小中学校や地域で展開、推進されるよう、各取り組みの進捗や課題の把握に当たっては、各小中学校や地域における個別の実態把握に努め、それに応じた取り組みの支援などを行っていきます。

(参考) 本計画で示した課題とその対策の一覧

	課題の内容	対策（第4次計画での対応）[数字は体系番号]
第3次計画からの課題	さらなる児童書（電子書籍を含む）の充実	4-①発達段階に応じた図書資料の整備と蔵書管理 4-③電子図書館資料の充実と利用促進《新規》 4-⑮多様な形態、多様な言語の図書資料の整備
	乳幼児期向けの児童書（電子書籍を含む）のさらなる充実	4-①発達段階に応じた図書資料の整備と蔵書管理 4-③電子図書館資料の充実と利用促進《新規》
	プレママ・プレパパを含む保護者に対する読み聞かせの重要性の周知及び読み聞かせ講座等の開催	1-①プレママ・プレパパ対象の絵本読み聞かせ講座等の開催 1-②乳幼児の保護者対象の絵本読み聞かせ講座等の開催 1-③読み聞かせ推奨パンフレットの作成・配布《新規》 2-①母子保健事業における読書活動の推進 2-②枚方版ブックスタートの充実 4-⑦子ども読書活動推進について好事例の発信・共有化《新規》 4-⑭おすすめ本リストやブックリストの発行
	乳幼児期のこどもの図書館利用の促進	2-④子育て支援団体による乳幼児期の子どもと保護者対象のおはなし会等の実施 4-⑧年齢に応じたおはなし会の実施 4-⑨読書への導入になるような行事の実施
	学齢期・ヤングアダルト期向けの児童書（電子書籍を含む）のさらなる充実	4-①発達段階に応じた図書資料の整備と蔵書管理 4-③電子図書館資料の充実と利用促進《新規》 4-⑮多様な形態、多様な言語の図書資料の整備
	学校司書の効果的な配置をはじめとした学校図書館機能のさらなる充実	3-⑤発達段階に応じた図書資料の整備と蔵書管理 3-⑥機能の充実・円滑な運営 3-⑦学校司書の配置 3-⑧学校図書館の役割と活用に関する研修の実施 4-⑳子どもに本を届ける事業 4-㉑団体貸出の充実 4-㉒学校司書の育成および支援 4-㉓学校図書館システムの技術的支援 4-㉔学校との連携事業（おはなし会等の実施） 4-㉕英語多読資料の利用促進《新規》 4-㉖私立小中学校との連携 4-㉗私立高等学校との連携

	課題の内容	対策（第4次計画での対応）[数字は体系番号]
第3次計画からの課題（続き）	保護者への子ども読書の重要性の周知	1-③読み聞かせ推奨パンフレットの作成・配布《新規》
	中高生の図書館利用の促進	3-①学校図書館を活用した授業の実施 3-②朝の読書活動の実施 3-③中学校でのビブリオバトルの実施 3-④児童生徒1人1台配付タブレットの活用《新規》
	各種行事等の充実	2-③入所園児対象のおはなし会等の実施 2-⑤学童期の子ども対象おはなし会等の実施 2-⑥枚方公園青少年センター「枚方よみかたりキャラバン隊」によるイベントの実施 2-⑦読書活動推進ボランティア団体による地域での読書活動推進 3-③中学校でのビブリオバトルの実施 4-⑧年齢に応じたおはなし会の実施 4-⑨読書への導入になるような行事の実施 4-⑩SDGs 関連の行事等の実施《新規》 4-⑪子ども読書活動推進関連イベントの普及 4-⑫子ども司書講座等、子どもの主体性を重視した体験型の催しの充実 4-⑬学校と連携した催しの実施 4-⑯啓発事業の実施 4-⑰手話で楽しむおはなし会・多言語で楽しむおはなし会の実施 4-⑳地域と子どもに関わる施設・団体と連携したおはなし会等の実施 4-㉑読書活動推進ボランティアと連携した図書館でのおはなし会の実施
	多様な形態の図書館資料のさらなる充実	4-⑮多様な形態、多様な言語の図書資料の整備
	障害のある子ども、日本語以外の言語を母語とする子どもの図書館利用の促進	4-⑮多様な形態、多様な言語の図書資料の整備 4-⑯啓発事業の実施 4-⑰手話で楽しむおはなし会・多言語で楽しむおはなし会の実施 4-⑱病院への配本事業 4-㉒電子図書館の利用促進《新規再掲》
	団体貸出の充実等による、図書館が利用しにくい子どもの読書環境の整備	4-⑱病院への配本事業 4-㉒電子図書館の利用促進《新規再掲》

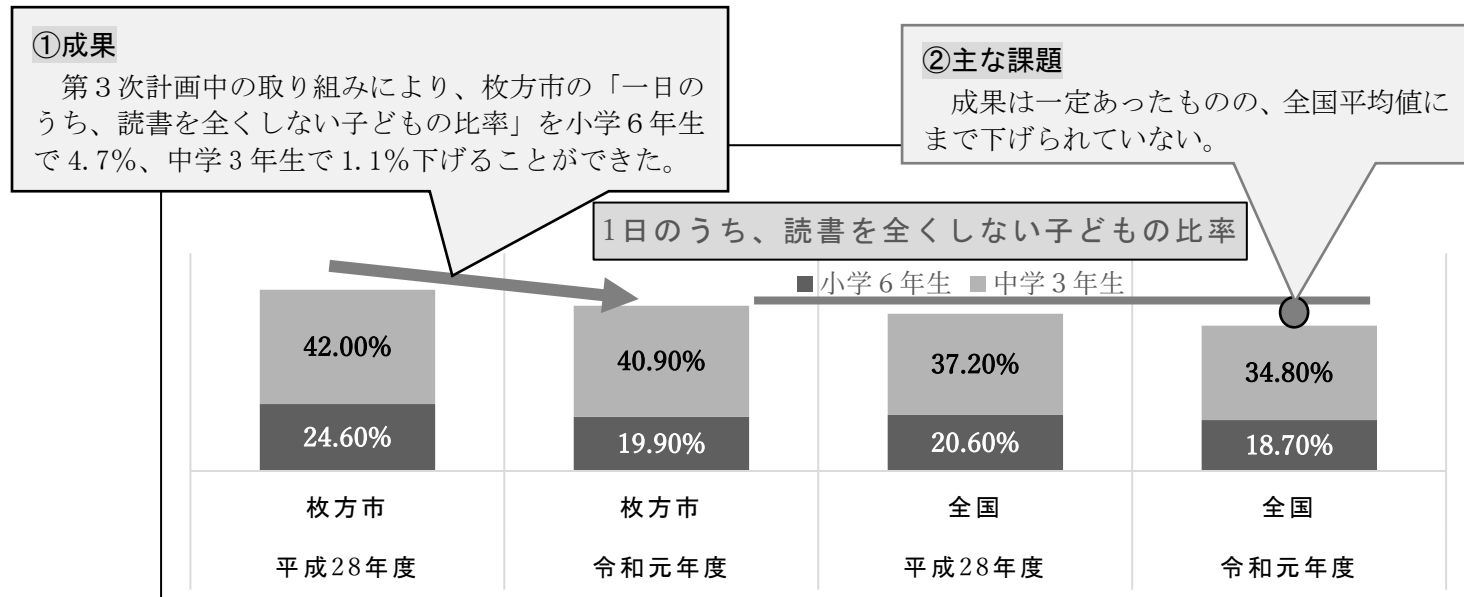
	課題の内容	対策（第4次計画での対応）[数字は体系番号]
第3次計画からの課題（続き）	地域・学校等での読書ボランティアによる読み聞かせ・ストーリーテリング等の充実	2-⑥枚方公園青少年センター「枚方よみかたりキャラバン隊」によるイベントの実施 2-⑦読書活動推進ボランティア団体による地域での読書活動推進 4-②②地域の子どもに関わる施設・団体への団体貸出の充実 4-②⑤読書活動推進ボランティアの養成講座の実施 4-②⑥読書活動推進ボランティア交流会およびスキルアップ講座の実施 4-②⑦読書活動推進ボランティアと連携した図書館でのおはなし会の実施 4-②⑧読書活動推進ボランティアへの団体貸出の実施
	保育士・教員・放課後児童支援員等に対する子ども読書と子どもの成長に係る情報提供	1-③読み聞かせ推奨パンフレットの作成・配布《新規》 4-④⑭おすすめ本リストやブックリストの発行 4-④⑩子どもと本を結ぶ技術・知識の習得と向上に関する研修の実施 4-④⑦子どもの発達段階と読書に関する研修の実施
読書アンケート結果からの課題	各年齢の不読率を減少させる	全施策
	ヤングアダルト層の読書習慣・読書量を維持・向上させる	3-①学校図書館を活用した授業の実施 3-②朝の読書活動の実施 3-③中学校でのビブリオバトルの実施 3-④児童生徒1人1台配付タブレットの活用《新規》 3-⑤発達段階に応じた図書資料の整備と蔵書管理 3-⑥機能の充実・円滑な運営 3-⑦学校司書の配置 3-⑧学校図書館の役割と活用に関する研修の実施 4-①発達段階に応じた図書資料の整備と蔵書管理 4-②②子どもの読書コーナーの充実 4-③③電子図書館資料の充実と利用促進《新規》 4-③④電子申請による利用者登録の実施《新規》 4-③⑨団体貸出の充実 4-③⑩学校司書の育成および支援 4-③⑪学校図書館システムの技術的支援 4-③⑫学校との連携事業（おはなし会等の実施） 4-③⑬英語多読資料の利用促進《新規》 4-③⑭私立小中学校との連携 4-③⑮私立高等学校との連携
	図書館利用（地域・学校）を増加させる	基本方針3及び4の全施策

	課題の内容	対策（第4次計画での対応）[数字は体系番号]
読書アンケート結果からの課題（続き）	紙の本、電子書籍ともに利用促進に取り組む	3-④児童生徒1人1台配付タブレットの活用《新規》 4-①発達段階に応じた図書資料の整備と蔵書管理 4-③電子図書館資料の充実と利用促進《新規》 4-④電子申請による利用者登録の実施《新規》 4-⑥児童生徒1人1台配付タブレットを活用した情報提供《新規》
	電子書籍は、コロナ禍以降の新しい生活様式に合わせた三密の回避が可能な読書ツールとしても周知する	4-③電子図書館資料の充実と利用促進《新規》 4-④電子申請による利用者登録の実施《新規》
	読書習慣があり、本好きで、多く本を読む保護者や大人を増加させる	1-③読み聞かせ推奨パンフレットの作成・配布《新規》 4-⑤ホームページ、SNS等を活用した情報提供
	読み聞かせの効用の周知を図り、読み聞かせを行う保護者や大人を増加させる	1-③読み聞かせ推奨パンフレットの作成・配布《新規》 1-④図書館利用の促進 4-⑤ホームページ、SNS等を活用した情報提供
	子どもが自分で絵本を読む習慣が身に付けられるよう、保護者に対する啓発を行う	1-③読み聞かせ推奨パンフレットの作成・配布《新規》 4-⑤ホームページ、SNS等を活用した情報提供
配慮すべき社会状況を踏まえた課題	コロナ禍以降の新しい生活様式への対応	3-④児童生徒1人1台配付タブレットの活用《新規》 4-③電子図書館資料の充実と利用促進《新規》 4-④電子申請による利用者登録の実施《新規》
	読書バリアフリー法などを踏まえた多様な読書のバリアフリーの取り組みの推進	4-⑮多様な形態、多様な言語の図書資料の整備 4-⑯啓発事業の実施 4-⑰手話で楽しむおはなし会・多言語で楽しむおはなし会の実施 4-⑱病院への配本事業 4-⑲電子図書館の利用促進《新規再掲》
	SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みの推進	4-⑩SDGs関連の行事等の実施《新規》

第 4 次枚方市子ども読書活動推進計画（案）（ポイント）

これまでの子ども読書活動の取り組み

第 3 次計画の成果と課題（詳細は素案 48 ページ）



（その他の事例）

※図書館の各イベントで行っているアンケートでは、イベント参加で発見や学びがあったこと、図書館利用への意欲向上を図ることができたことなどがうかがえ、不読率の引き下げに寄与した。

※全小中学校の図書館環境整備および授業活用の取り組みを進めたことで、児童生徒の貸出冊数が増加するとともに、学校図書館を活用した授業における市立図書館の団体貸出の利用回数も増加した。

※家庭・学校・地域のさらなる連携が課題。

現代の子どもをめぐる社会状況と求められる能力の変化（詳細は素案 58 ページ）

（1）社会状況の変化

A I の登場
I C T 技術の発展
グローバル社会の進展



（2）これからの時代を担う子どもに求められる能力（生きる力）

「認知能力」
学力
知識
技能

（従来型の能力）

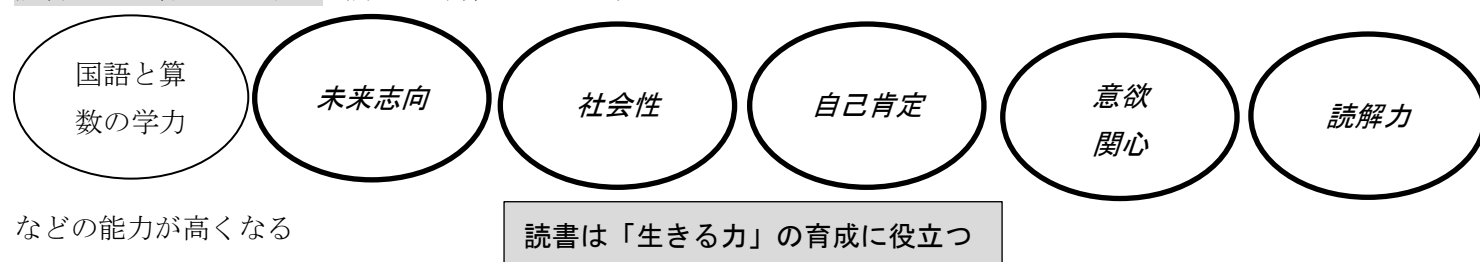


「非認知能力」
読解力、コミュニケーション能力、協調性、主体性、問題解決能力、探求心、自己管理能力、共感性など

（新たに育成が求められる能力）

読書が育む子どもの能力と求められる読書環境

読書により育まれる能力（詳細は素案 59 ページ）



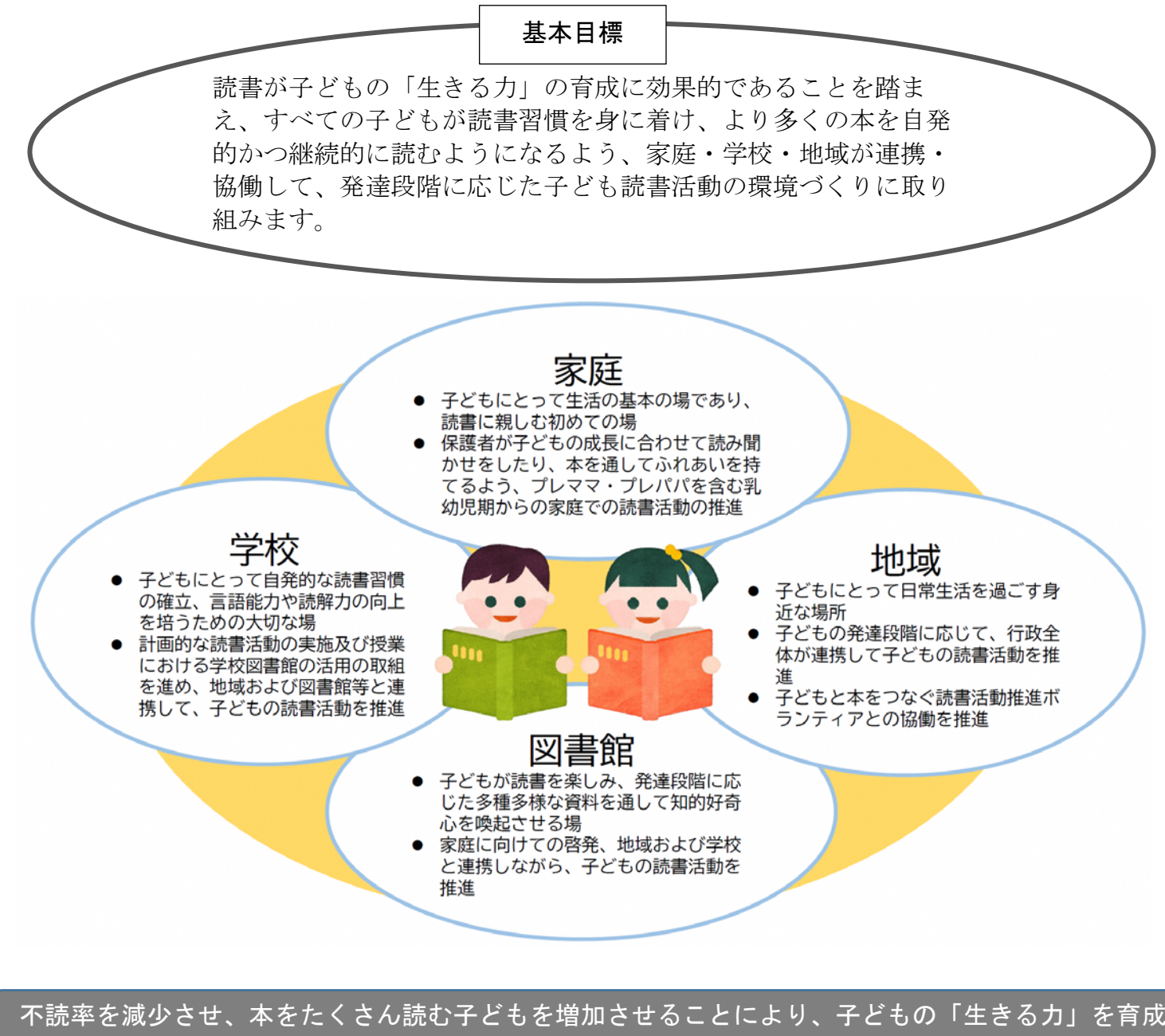
などの能力が高くなる

本市における子どもの読書活動の現状とアンケート結果から読み取れる課題（詳細は素案 62 ページ）

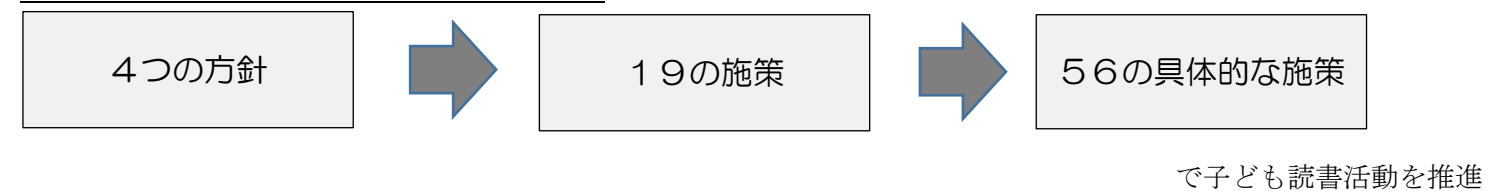
*子どもへの質問から：「年齢が高くなるほど本好きが減少読む量も減少」、「地域の図書館を頻繁に利用している子どもは学校図書館も頻繁に利用する」などの傾向が読み取れる

*保護者への質問から：「保護者が本好きであるほど、子どもも本好き」、「読み聞かせの頻度が高いほど、子どもが一定期間内に本を読む量が多い」などの傾向が読み取れる

本市におけるこれからの子どもの読書活動推進の基本的な考え方（詳細は素案 68 ページ）



子どもの読書活動推進のための取り組み（詳細は素案 74 ページ～）



総合型放課後事業実施プランについて

学校教育部 教育支援室（放課後子ども担当）

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、保護者の就労形態が多様化している状況を踏まえ、小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境とすべての子どもたちが学校で楽しく安全に過ごせる環境の整備を進めています。

そうした中、令和5年度から全小学校で留守家庭児童会室と放課後子ども教室を一体的に運営する「総合型放課後事業」の実施に向けて取り組みを進めており、今回、具体的な取り組みの方向性や考え方、実施手法や実施時期等を定める「総合型放課後事業実施プラン」（案）（以下、「実施プラン」という。）をまとめましたのでお示しするものです。

2. 内容

(1) 実施プラン（案）

「新・放課後子ども総合プラン」（文部科学省、厚生労働省より平成30年9月発出）に基づき、本市における全児童の放課後対策における計画として「児童の放課後を豊かにする基本計画」を令和2年3月に策定しました。令和5年度から全小学校で実施する「総合型放課後事業」を円滑に運営するため、実施プランを作成し取り組むものです。

【別紙】 総合型放課後事業実施プラン(案)

(2) 「自由な遊び場」の提供

近年、不審者に対する不安や安全面など自由に遊べる場が限定されている中で、児童が安心して遊べる場のひとつとして、総合型放課後事業実施の準備期間中である令和4年度は、全小学校で校庭開放を実施し、より多くの児童に「自由な遊び場」を提供します。

【実施期間】 令和4年度（令和5年度以降は総合型放課後事業の中で実施）

【実施日等】 平日の放課後（実施日や時間については行事等により小学校ごとに異なる）

3. 実施時期等

令和4年（2022年）	1月	児童の放課後対策検討委員会・幹事会（1月21日）
	2月	児童の放課後対策審議会に取り組み状況報告（2月1日） 教育委員会協議会に報告（実施プラン（案）） 教育子育て委員協議会に報告（実施プラン（案））
	3月	実施プランの策定 令和4年度当初予算計上予定
令和4年		総合型放課後事業準備期間
	4月以降	「自由な遊び場」（校庭開放）を提供する取り組みの実施
	秋頃	総合型放課後事業委託事業者選定審査会開催
令和5年（2023年）	4月	全小学校で総合型放課後事業の開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち

施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

5. 関係法令・条例等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

社会教育法

枚方市立留守家庭児童会室条例

新・放課後子ども総合プラン

6. 事業費・財源及びコスト

(1) 全小中学校で総合型放課後事業を実施した場合の経費（概算）

《事業費》 総合型放課後事業 1,130,300千円（令和5年度）

《財 源》 子ども・子育て支援交付金（留守家庭児童会経費）（国・府 各1/3）

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（国 1 / 3）

（放課後子ども教室経費）

留守家庭児童会室保育料 325,000千円

一般財源 392,028千円

《参 考》 留守家庭児童会室のみ運営した場合の一般財源 368,840千円（差額23,188千円）
（令和5年度）

(2) 令和4年度「自由な遊び場」（校庭開放）経費

《事業費》 「自由な遊び場」（校庭開放）事業 33,000千円

経費内容：門監視員・見守り員配置

傷害保険料、安全管理にかかる消耗品費

《財 源》 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（国 1 / 3（対象経費））

一般財源 22,587千円

総合型放課後事業実施プラン（案）

別 紙

目次

1. 目的
2. 放課後に関する事業のこれまでの取り組み状況
3. 総合型放課後事業イメージ
4. 基本的な考え方
5. 具体的な事業の方向性
6. 令和5年度までの事業の流れ
7. 今後の整理事項

実施プランとは

「児童の放課後を豊かにする基本計画」における放課後対策を具体的に進めていくため、新たに着手する取り組みや早期に実施すべきことを抽出し、事業の相乗効果が発揮できるよう具体的な取り組みの考え方や方向性、スケジュールを明らかにしたものの。

1 目的

①子どもの育ちへの支援

児童が放課後の時間を通じて、自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げるための取り組みの推進

②子育て環境の充実

土曜日や三季休業期を含む居場所ニーズへの対応を図り、就学後における子育て環境を充実することにより、就学前・就学後を通した、保護者の継続的な保育ニーズに対応

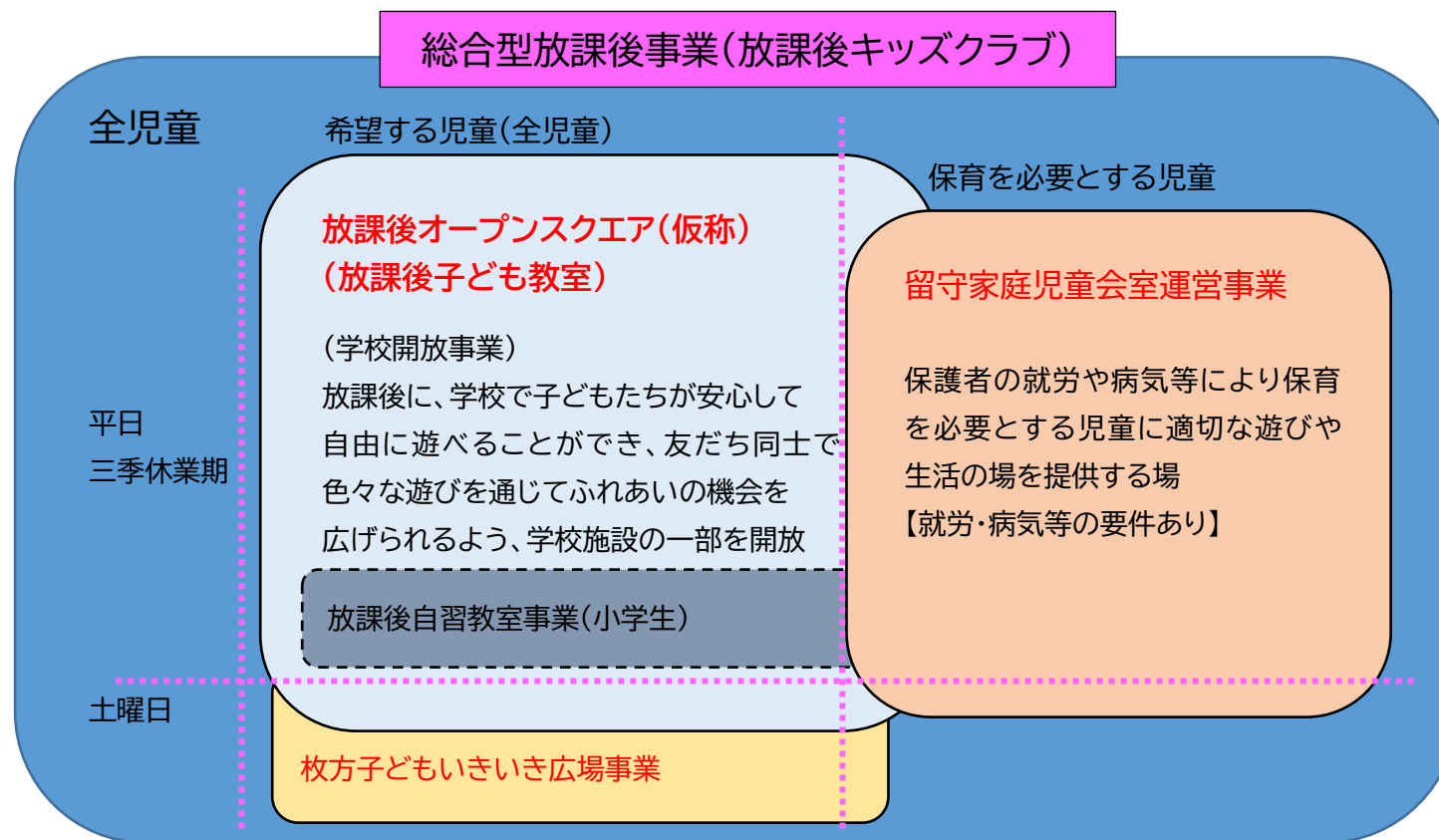
③放課後の安全な居場所づくり

不審者に対する不安や管理面、安全面など、現在の社会情勢では自由に遊べる場が限定されており、安全な居場所が求められていることから、すべての児童が安心して過ごせる居場所づくりが必要

2 放課後に関する事業のこれまでの取り組み状況

事業・取り組み	現状等
①放課後子ども教室(4校先行実施) 土曜日・三季休業期 山田・さだ(委託)、川越・津田(直営)	a.登録率 32%(438人/1,357人) 令和3年10月1日時点 b.登室状況については、コロナ禍の影響を受けているものの、 土曜日より三季休業期の平日の利用が多い 傾向。 c.保護者アンケート等により 平日の開室を求める声 が多い。 d.参加した児童の家庭の満足度は肯定的回答が89% e.参加児童は低学年(1～3年)が63%、 高学年(4～6年)が37% 。
②留守家庭児童会室	a. 入室児童数は増加傾向 (H27.4)3,579人→(R3.4)4,743人 b.全児童数は減少しているが、 留守家庭児童会室の入室率は年々増加 しており令和2年度は24.2%。また、1班あたりの児童数が基準の概ね40人に対し、 50人～60人 が令和3年は 76%以上 となっている。 c.低学年(1～3年)の利用が77%、 高学年(4～6年)は23% 。 d.三季休業期(特に夏休み)の利用ニーズが高く、例年、夏休み後に退室する児童が多い。令和3年10月までの退室は533人。 e.1月末までの入室申込者は入室できているが、 4月は待機が発生 (R3.4 56人)
③校庭開放	a.学校が実施。 実施27校(60%)、未実施18校(40%) b.自由に遊べる場として学校の校庭開放は安全性の観点からも望ましいが、 現状では安全管理の課題 がある。
④放課後自習教室	a.専門的な知識を持つ民間事業者を活用し、 市が導入している学習コンテンツ及びタブレットを使用した放課後自習教室 を実施。 b.【令和2年度】平均出席人数:1,148人/45校 1校あたり25.5人
⑤枚方子どもいきいき広場事業	a.土曜日を基本に、各校区で地域団体(43校)やNPO等(2校)により、 地域の特色や多様性を生かしたプログラムの提供 を実施。実施団体には活動実績等に応じた補助金を交付。 b.【令和2年度】実施予定回数:12回～46回/校 実施回数:2回～18回/校 平均参加数 4.5人～46.5人/校

3 総合型放課後事業イメージ



「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）」を一体的に運営する総合型放課後事業を実施。

→ 「放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）」を実施することで、ニーズに応じて「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）」を選択できる環境を整備

4 基本的な考え方

以下の5つの基本的な考え方で取り組みを進めていきます。

① 子どもの「3間」を大切にした安全な居場所の確保

不審者に対する不安や管理面、安全面など、現在の社会情勢では自由に遊べる場が限定されており、安全な居場所が求められている。「時間」「空間」「仲間」の「3間」を大切にした児童の安心できる居場所として、子どもたちの見守り体制を確保し、大人主導とならないよう自主性を尊重した「児童の自由な遊び場」を提供する。

② 令和5年度から「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」を一体的に運営する総合型放課後事業を全校で実施

全ての児童を対象とした居場所づくりと増加する就学後の保育ニーズに対応するため、「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」を実施することで、ニーズに応じて「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」を選択できる環境を整備する。令和5年度から全校で総合型放課後事業を実施することとし、令和4年度の準備期間は、より多くの児童に自由な遊び場を提供できる取り組みを実施する。

③ 民間活力を活用した取り組みの推進(運営委託、人材確保等)

放課後事業を実施する際の人材確保については、労働人口の減少や全国的な保育需要の高まりなどから本市においても大きな課題となっている。実施に向けては民間活力を活用した運営委託の推進や、職員の業務改善、ICTの活用等を総合的に勘案した上で実施する。

④ 国庫補助金等を活用した財源の確保

コロナ禍による影響を受け、限られた財源の中で事業を実施するためには、経費の抑制や国庫補助金を積極的に活用して財源の確保を図る。

⑤ モデル事業や先行実施での課題も踏まえた事業内容の確立

これまで行ってきたモデル事業や先行実施での課題を踏まえ、子どもたちの自主性や主体性を尊重し、「子どもたちの自由な遊び場」を提供できるよう事業の内容を確立する。

5 具体的な事業の方向性

「放課後に関する取り組みのこれまでの状況」と「基本的な考え方」を踏まえ、次の方向性で事業を実施します。

(1) 全体的な方向性

①「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」については、学校施設を活用し、一体的に行うことで、綿密な連携や安定した運営基盤を確立することができることから運営団体は同一の団体とします。

②留守家庭児童会室の現状等も踏まえ、安定した運営を確保するため、民間活力を活用した運営委託の推進を図り、令和5年度の総合型放課後事業実施は直営 22 校、委託 22 校とします。委託校については、運営スペース等、学校の状況を踏まえ、決定します。また、今後の委託校の比率については、保育需要等も見極めながら検証を行っていきます。

(2) 事業別の方向性

① 事業の位置づけ

事業名	内容	居場所				
		生活	遊び	交流	体験	学び
留守家庭児童会室	保護者の就労等により保育を必要とする児童に適切な遊びや生活の場を提供する場					
放課後オープンスクエア (放課後子ども教室)	預かりの場ではなく児童の自主性を尊重した自由な遊びの場					
放課後自習教室(小学生)	自学自習を目的とした学びの場					
枚方子どもいきいき広場	地域の特色や多様性を生かしたプログラムの提供を実施					

② 事業の方向性

事業名	方向性	
留守家庭児童会室	放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）を全校で実施し一体的な運営を行う。ニーズに応じて「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）」を選択できる環境を整備する。	就学後の保育ニーズに対応し、待機児童の解消を図る。
放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）		モデル事業や先行実施の検証を踏まえ、子どもたちの自主性を尊重した見守り型の「児童の自由な遊び場」の提供を行う。
放課後自習教室（小学生）	「放課後自習教室」の検証を令和4年度も引き続き実施し、総合型放課後事業の令和5年度の実施に向けて整理する。	
枚方子どもいきいき広場	これまで通り土曜日を基本に、各校区において地域団体やNPO等により、地域の特色や多様性を生かしたプログラムの提供を行うことにより、児童の体験活動の場とするとともに、総合型放課後事業として連携を図る。	

③ 運営イメージ

平日、土曜日、三季休業期に放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)を実施(令和5年度)

平日(月～金)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
留守家庭児童会室												
放課後オープンスクエア (放課後子ども教室)												
土曜日 (三季休業期の土曜日含む)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
いきいき広場												
放課後オープンスクエア (放課後子ども教室)			※いきいき広場を実施しない日は実施									
三季休業期 (土・日・祝除く)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
留守家庭児童会室												
放課後オープンスクエア (放課後子ども教室)												

④「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」の概要

	留守家庭児童会室	放課後オープンスクエア (放課後子ども教室)
開室日	平日、三季休業期等 ※土曜日の児童会室臨時開室は継続 (年 10 回程度)	平日、土曜日、三季休業期等
開室時間	① 平日…13 時 15 分～19 時 ② 三季休業期…8 時～19 時 (上記①②については、18 時～19 時 は延長保育) ③ 土曜日の臨時開室…8 時～18 時	① 平日…授業終了後～17 時 ② 土曜日…9 時～17 時 ※「枚方子どもいきいき広場」の 実施時間帯を除く ③ 三季休業期…9 時～17 時 (10 月～3 月の冬期期間は 16 時 30 分まで)
利用料	有料(保育料:一人につき月額 7,200 円・ 延長保育料:一人につき月額 1,000 円) 保育料については減免措置あり。	無料(保険料等実費負担有)
対象	実施小学校に通う小学 1 年生～6 年生(実施校の校区に居住し実施校以外の 学校に通う児童についても対象とする)	全児童対象 (入室要件なし)
	保護者の就労や病気等により、放課 後に保育を必要とする児童が対象 (入室要件あり)	
おやつの提供	あり おやつ代:1 人月額 2,000 円	なし
運営スタッフ	「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)」 の 2 事業を 1 つの実施主体が運営を行う。	
活動場所	児童会室専用室、子ども教室専用室(余裕教室等を活用)をそれぞれの活動 拠点とするが、ニーズに応じて図書室、校庭、体育館も利用する。また、参 加人数により、児童会室の指定専用室で活動することもある。 ※運営に必要な施設は、空き教室だけではなく、既存活用教室の時間帯ご との活用を図る。	
総合的な運営 の効果	➤ すべての児童の安心できる居場所を確保することができる。 ➤ 留守家庭児童会室に通う児童と通っていない児童が、開室時間帯にお いて、一緒に遊ぶことができる。 ➤ 「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア(放課後子ども教 室)」をニーズに応じて選択できる環境が提供できる。 ➤ 総合的に運営することで、窓口の 1 本化が図られ、児童の居場所の把 握など、より安全安心な環境が構築できる。	

6 令和5年度までの事業の流れ

	令和3年度			令和4年度			令和5年度	
対象	全児童		保育を必要とする児童	全児童		保育を必要とする児童	全児童	保育を必要とする児童
事業	平日校庭開放 (一部の学校)	放課後子ども教室4校 (土曜日、三季休業期のみ)	留守家庭児童会室	自由(全校)準備期間 平日校庭開放	放課後子ども教室4校 (土曜日、三季休業期のみ)	留守家庭児童会室	放課後 オープンスクエア (放課後子ども教室) (全校)平日、土曜日、 三季休業期	留守家庭児童会室
運営方法	総合型放課後事業 4校 先行実施			総合型放課後事業 4校 先行実施			総合型放課後事業(一体型) 全校 本格実施	
	直営2校 委託2校	直営43校 委託2校		直営2校 委託2校	直営42校 委託2校		直営22校、委託22校	

7 今後の整理事項

時期	内容
令和3年度	■実施プランの策定 →具体的な取り組みの方向性（実施手法、民間委託校数、実施時期、開室時間）
令和4年度	■詳細な運営内容の検討 →放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）登録方法、実費負担（保険料等） 運営スペースの調整、安全対策、職員体制等

「放課後子ども教室」子どもアンケートについて

実施日:令和4年1月7日～令和4年1月19日

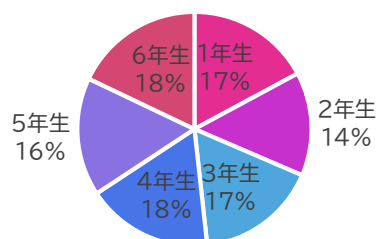
実施方法:タブレットもしくはアンケート用紙

対象者:総合型放課後事業 先行実施4校 全児童

学校名	さだ	山田	津田	川越	総計
アンケート対象者総数(R3.12.1)	437	204	540	180	1361
うち有効回答数	284	134	344	125	887
割合	65.0%	65.7%	63.7%	69.4%	65%

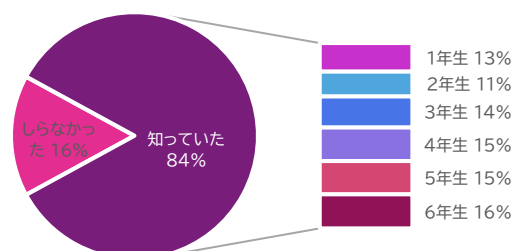
学校名	さだ	山田	津田	川越	総計
データ回答	150	31	44	27	252
アンケート用紙回答	134	103	300	98	635

1. 学年



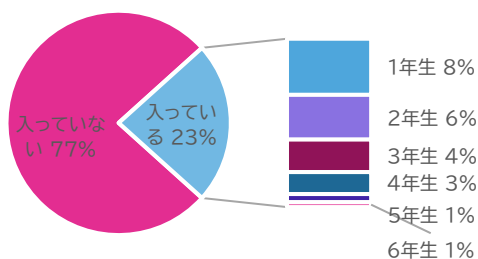
1. 回答者の学年については、平均がとれた割合になっています。

2. 放課後子ども教室を知っていたか



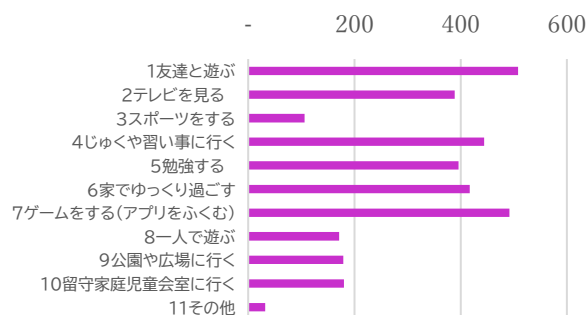
2. 放課後子ども教室を知っていた児童は、全体的には84%とほぼ知っていましたが、知らなかった割合は低学年が高くなっており、低学年にもわかりやすい周知方法を検討する必要があります。

3. 留守家庭児童会に入っているか



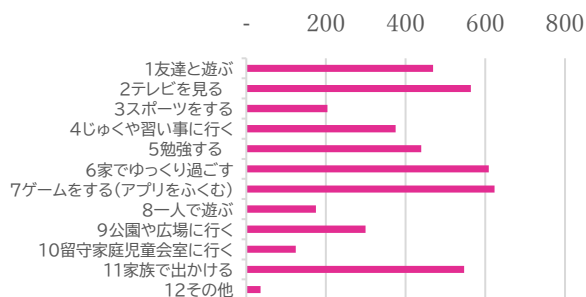
3. 留守家庭児童会室に入っている割合は23%となっており、本市の留守家庭児童会室の入室率と同じような数値となっています。
また、利用児童の学年別の割合も1年生から3年生までが約80%と同様の数値となっています。

4. 平日の放課後の過ごし方



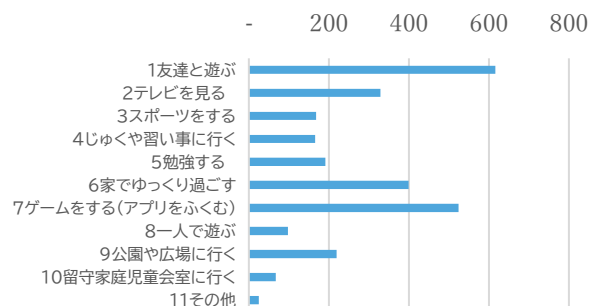
4. 平日の放課後の過ごし方については、どの学校も同じような傾向となっており、「1友達と遊ぶ」、「2テレビを見る」、「4じゅくや習い事に行く」、「5勉強する」、「6家でゆっくりする」、「7ゲームをする」が高くなっており、現代の子どもの状況がこの回答でも表れています。

5. 学校が休みの時の過ごし方



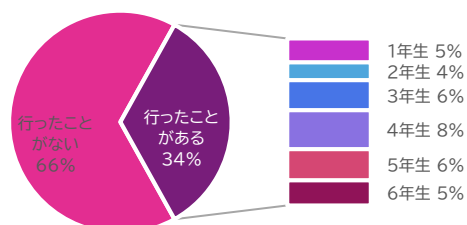
5. 学校が休みの時の過ごし方についても、どの学校も同じような傾向となっており、「2 テレビを見る」、「5 勉強する」、「6 家でゆっくりする」、「7 ゲームをする」「11 家族で出かける」が高くなっています。平日と比べると、平日の方が友達と遊ぶやじゅくや習い事に行く割合が高く、その代わり休日は家族で出かけたりにして過ごす状況が表れています。

6. 放課後に何がしたいか



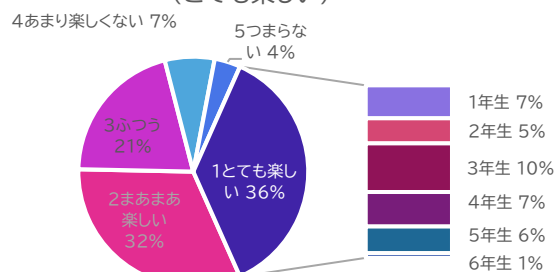
6. 放課後に何がしたいかについては、「1 友達と遊ぶ」が最も高く、「2 テレビを見る」、「6 家でゆっくりする」、「7 ゲームをする」が高くなっており、放課後は楽しいことや好きなことをしてリラックスしたいという子どもたちの正直な気持ちが表れています。

7. 子ども教室に行ったことがあるか

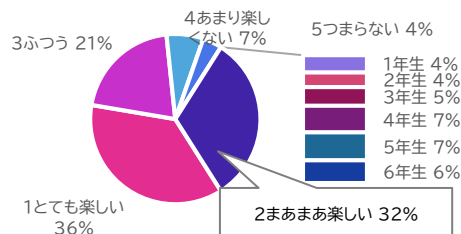


7. 放課後子ども教室に行ったことがあるかについては、全体では34%となっていますが、学校ごとでは差異があります。これは、これまでのアンケートや出席率等からすると全体的には新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、先行実施の放課後子ども教室の開催が土曜日や三季休業期の実施であることから、休日に学校に来て遊ぶ場合に校区の広さ等、学校の立地条件等も影響していると考えられます。

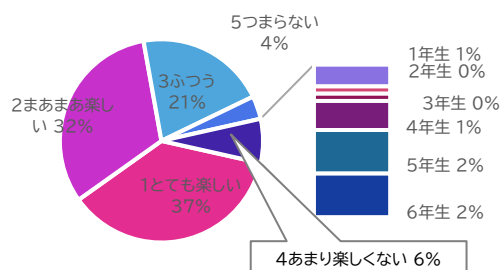
8. 放課後子ども教室は楽しいか (とても楽しい)



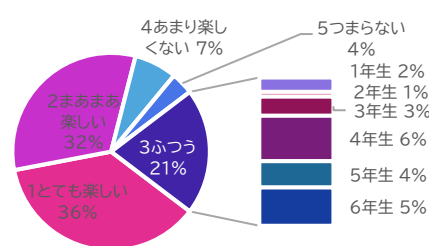
8. 放課後子ども教室は楽しいか (まあまあ楽しい)



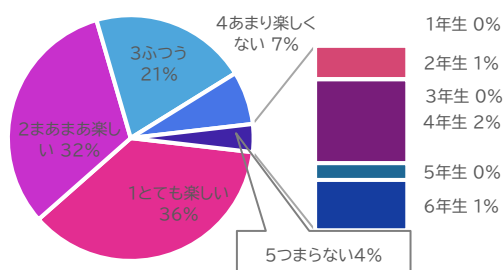
8. 放課後子ども教室は楽しいか (あまり楽しくない)



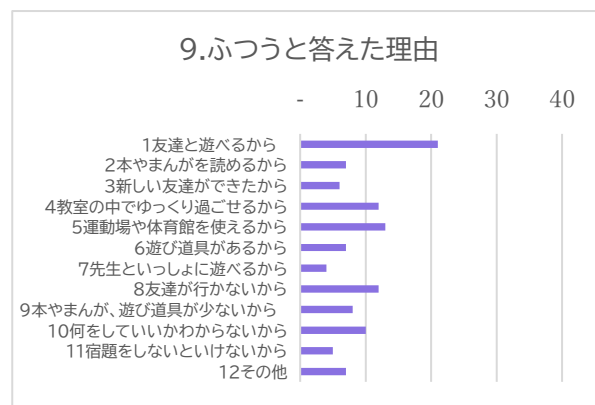
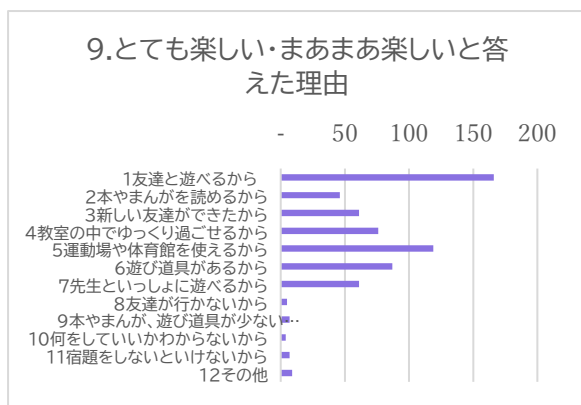
8. 放課後子ども教室は楽しいか (ふつう)



8. 放課後子ども教室は楽しいか (つまらない)

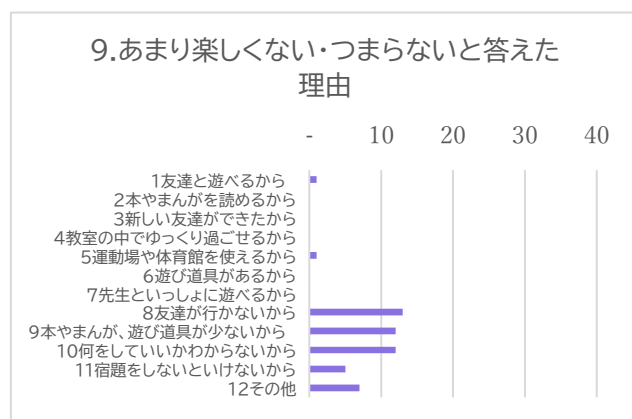


8. 子ども教室に参加した児童の感想として、「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と答えた児童が約 70%と大方を占めており、「ふつう」と答えた児童が約 20%、「あまり楽しくない」、「つまらない」と答えた児童は全体的には約 10%となっていますが、学校ごとには少し差があり、4.8%~19.4%となっています。また、項目ごとの学年別の割合については、「とても楽しい」、「まあまあ楽しい」と答えた児童は1~3年生の低学年の方が高い傾向にあり、「あまり楽しくない」「つまらない」と答えた児童の割合は4~6年の高学年が高くなっています。

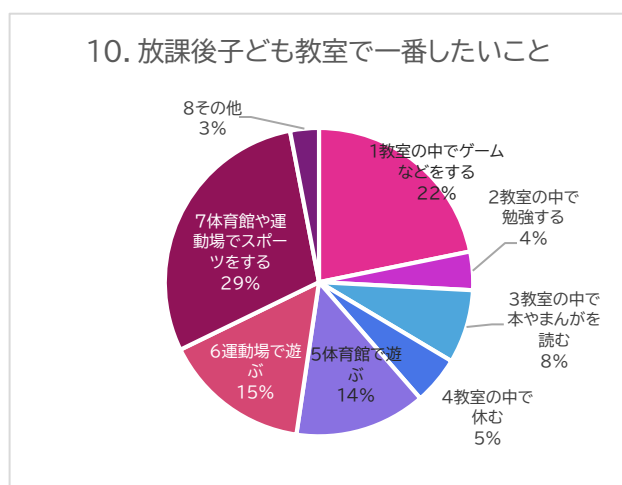


9. 問8で「とても楽しい・まあまあ楽しい」と答えた理由については、「友達と遊べるから」が最も高く、次いで、「運動場や体育館を使えるから」「遊び道具があるから」「教室の中でゆっくり過ごせるから」となっています。

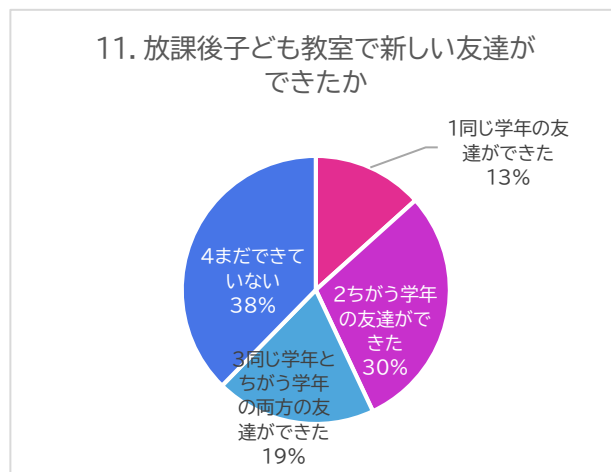
9. 「ふつう」と答えた理由については、「友達と遊べるから」が最も高く、次いで、「運動場や体育館を使えるから」「教室の中でゆっくり過ごせるから」「友達が行かないから」「何をしてもいいかわからないから」が高くなっており、「ふつう」を肯定的な感想に捉えているか、否定的な感想に捉えているかは児童によって違うようです。「その他」は「おやつがないから」「アニメが見れないから」などの記載がありました。



9. 「あまり楽しくない・つまらない」と答えた理由については、「友達が行かないから」が最も高く、次いで、「本やまんが、遊び道具が少ないから」「何をしてもいいかわからないから」「宿題をしないといけないから」となっています。「その他」は「一人ぼっちだったから」「うるさいと怒られたから」などの記載がありました。

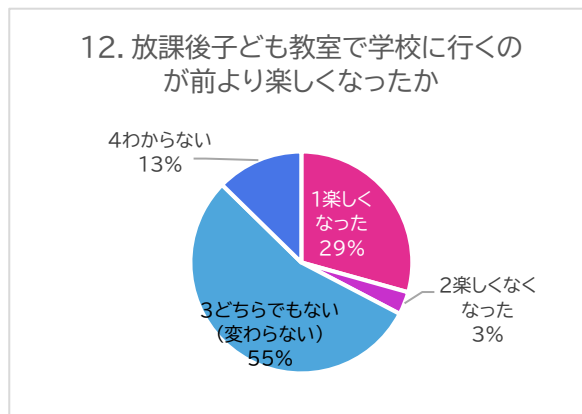


10. 放課後子ども教室で一番したいことについては、「体育館や運動場でスポーツをする」が最も高く、次いで、「教室の中でゲームなどをする」「運動場で遊ぶ」「体育館で遊ぶ」「教室の中で本やまんがを読む」が高くなっています。これは学校で遊ぶのであれば体育館や運動場で体を使って遊びたいと汲み取ることができます。

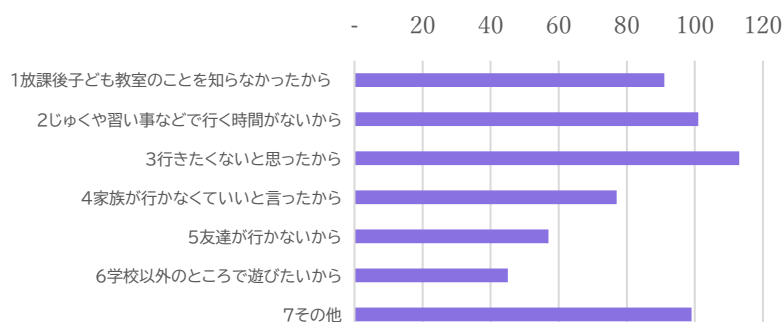


11. 放課後子ども教室で新しい友達ができただかについては、「まだできていない」が最も高くなっていますが、次いで、「ちがう学年の友達ができただか」「同じ学年とちがう学年の両方の友達ができただか」となっていることから異年齢の交流ができていると考えられます。

12. 放課後子ども教室で学校に行くのが前より楽しくなったかについては、「どちらでもない(変わらない)」が半数以上を占めていますが、次いで、「楽しくなった」が30%近くになっていることから放課後子ども教室が学校生活にも影響することが汲み取れます。

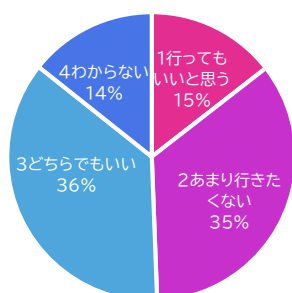


13. 今まで放課後子ども教室に行ったことがないのはなぜか



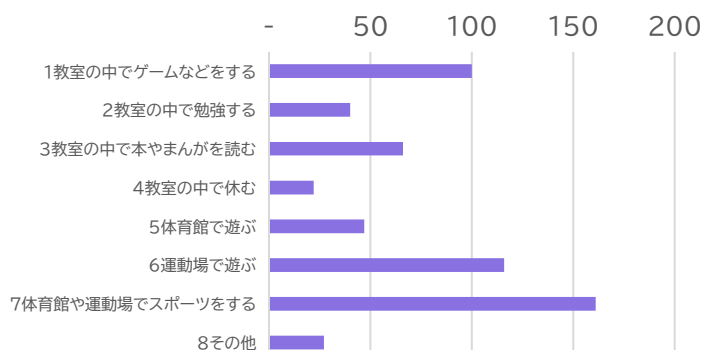
問13から問15までは放課後子ども教室に行ったことがない児童に対する質問であり、13. 今まで放課後子ども教室に行ったことがないのはなぜかについては、「行きたくないと思ったから」が最も高く、次いで、「じゅくや習い事などに行く時間がないから」「その他」「家族が行かなくていいと言ったから」「放課後子ども教室のことを知らなかったから」となっています。その他の記述については、「留守家庭児童会室に通っているから」「家でゆっくりしたいから」という記述が多くありました。放課後子ども教室を知らなかった児童がいることについては、今後、事業の周知を図っていきます。

14. 今後は行ってもいいと思うか



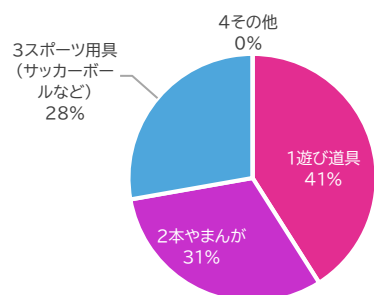
14. 今後は行ってもいいと思うかについては、「あまり行きたくない」が全体で35%となっていますが、「行ってもいいと思う」「どちらでもいい」が50.8%と半数となっていることから、児童が参加したくなる事業となるよう取り組みを進めます。

15. 行くとしたら一番したいことは何か



15. 行くとしたら一番したいことは何かについては、「体育館や運動場でスポーツをする」が最も高く、次いで、「運動場で遊ぶ」「教室の中でゲームなどをする」が高くなっており、参加していない児童でも、学校で遊ぶのであれば運動場で体を使って遊びたいと感じていると汲み取れ、参加した児童と同じ回答となっています。

16. 放課後子ども教室にどんなものがあればいいと思うか



16. 放課後子ども教室にどんなものがあればいいと思うかについては、「遊び道具」が最も高く、次いで、「本やまんが」「スポーツ用具(サッカーボールなど)」の順となっており、今後の事業の取り組みの参考とします。

枚方版子ども園における幼稚園給食の本格実施について

子ども未来部 公立保育幼稚園課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では待機児童対策の一環として、4園の公立幼稚園の敷地内において1、2歳児の保育を行う小規模保育事業を実施し、「枚方版子ども園」として運営しています。

また、そのうちの2園（枚方・田口山）については、幼稚園給食を希望する保護者の声を踏まえ、仕事と子育ての両立支援及び小規模保育施設から幼稚園へ切れ目ない保育・教育の提供を図るため、令和3年10月から幼稚園給食をモデル実施しています。

先般、全ての公立幼稚園の保護者を対象として実施した「今後の幼稚園給食のあり方について」のアンケートにおいて、約9割の方が選択制給食又は全員給食を希望していることなどを踏まえ、小規模保育施設から幼稚園への円滑な接続に繋げるため、現在、枚方版子ども園において幼稚園給食を実施していない2園（蹉跎、高陵）を含めた4園において、幼稚園給食を本格的に開始するものです。

2. 内容

(1) 実施手法

- ① 35食を上限とした給食を「選択制」にて実施します。
- ② 公立保育所で調理した給食を、公立幼稚園に搬送します。
- ③ 給食を蓋付きランチプレートに入れて提供します。
- ④ 希望は1か月単位とし、3季休業期間中においても実施します。

(2) スケジュール

園 名	モデル実施期間	本格実施
枚方幼稚園	令和 3 年 10 月～令和 4 年 9 月	令和 4 年 10 月～
田口山幼稚園		
蹉跎幼稚園（追加）		
高陵幼稚園（追加）		

(3) 利用料

幼稚園給食も公立保育所と同内容で実施することから、公立保育所における実費負担額を踏まえ、1 か月につき4,500円を徴収します。

3. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち

第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画

施策目標 7 子育てと仕事の両立支援

4. 関係法令・条例等

学校教育法・枚方市立幼稚園条例

5. 事業費・財源及びコスト

【令和4年度事業費】 7,717千円

・ 庁用器具費 3,213 千円

（食器消毒保管庫、冷凍冷蔵庫、炊飯器、配膳台、収納棚、運搬用ワゴン等の購入費）

・ 消耗品費 1,087 千円

（食器、食缶一式購入費）

・ 人件費 1,527 千円（調理補助員2名×6か月）※会計年度任用職員

・ 賄材料費 1,890 千円（2園×6か月）※保護者負担分

【財 源】

一般財源 5,827千円

幼稚園給食費負担金 1,890千円（半年分）